

様似町
高齢者保健福祉計画・
第7期介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)

さまにの
ささえあい

平成30年3月
北海道 様似町

目次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の根拠・位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
5	日常生活圏域の設定	3
6	計画の進行管理と点検評価	4
7	介護保険制度改正の概要	4
第2章	高齢者の現状と将来推計	
1	高齢者人口と世帯の状況	6
2	要介護認定者の状況	9
3	高齢者の生活状況や意識	12
4	介護保険事業の状況	14
第3章	計画の基本的な考え方と体系	
1	基本理念	20
2	基本方針	20
3	計画の体系	21
4	重点的な取組	21
第4章	高齢者の社会参加と生活支援	
1	高齢者の生きがいづくりと社会参加支援	23
2	高齢者の生活支援	24
3	高齢者の住みよいまちづくり	24
4	保健福祉サービスの充実	25
5	地域共生社会の推進	28
6	低所得者への対策	29
第5章	地域包括支援体制の充実	
1	地域包括支援センターの機能強化	31
2	在宅医療・介護連携の推進	31
3	地域ケア会議の充実	31
4	認知症施策の推進	32
5	生活支援体制の整備	32
6	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	33

7 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進	34
8 高齢者の居住安定	34

第6章 介護保険サービスの充実と適正な運営

1 介護保険サービスの充実	35
2 サービスの基盤整備	35
3 人材確保と資質向上	35
4 介護保険の適正運営	36
5 第7期の各サービス見込量の推計	36
6 第7期の給付費の推計	43
7 地域支援事業の見込	45
8 介護保険料額の算定	45

資料編

1 介護（予防）サービス量と給付費の推移	47
2 第1号被保険者の保険料推計	48
3 介護保険制度について	50
4 計画策定委員会	53

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、日本では少子高齢化と人口減少が急速に進行しており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）からはさらに高齢化が加速する事が見込まれています。本町でも高齢化は進行しており、平成29年（2017年）12月末現在における高齢化率は38.8%に達していません。

介護を社会全体で支え合う制度として平成12年（2000年）には介護保険制度がスタートし、利用者本位でサービスを選択できる制度として定着してきました。平成37年（2025年）に向けては、介護を必要とする高齢者の増加や認知症高齢者の増加が予想され、介護サービスへの期待はさらに高まると考えられますが、支え手となる世代が減少する中、介護サービスだけで高齢者を支えることは難しくなっています。そのため、高齢者が住み慣れた地域で暮らすために、地域の限りある資源を活用した効率的・効果的な仕組み作りが必要になってきました。

こうした中、平成26年介護保険法改正では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくために、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進する改正が行われました。

また、平成29年介護保険法改正では、地域包括ケアシステムの強化のための改正が行われ、保険者機能の強化等による高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取り組みの推進などの見直しが行われました。

本計画は、これらの改正状況等をふまえ、これまでの「様似町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度～29年度）」を基礎としつつ、今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本町における高齢者保健福祉施策や介護保険事業の基本的な考え方や具体的な取り組みなどを明らかにするものです。

2 計画策定の根拠・位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画として、総合的かつ一体的に策定するものです。

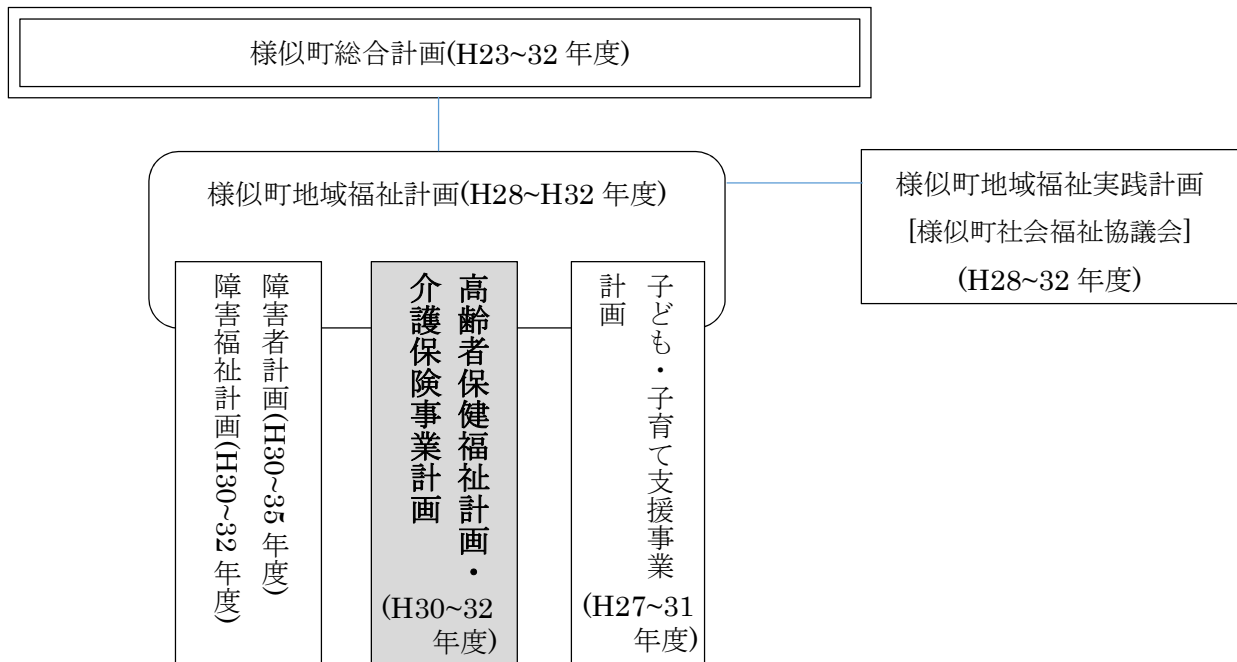
・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

・介護保険法（平成9年法律第123号）第117条

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

また、本町のまちづくりの基本となる「様似町総合計画」や、地域福祉の将来像を示した「様似町地域福祉計画」との調和を保つように策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間となります。また、団塊の世代が 75 歳に到達することになる平成 37 年（2025 年）までの中長期的な視点に立った計画としています。

計画の期間

第 6 期計画			第 7 期計画			第 8 期計画			第 9 期計画		
平成 27~29 年度			平成 30~32 年度			平成 33~35 年度			平成 36~38 年度		
2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
地域包括ケアシステムの構築 2015 年団塊世代 65 歳			地域包括ケアシステムの深化・推進			団塊世代が 75 歳となる平成 37 年（2025 年）に向けた中長期的な視点					

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査及び事業者聞き取りの実施

本計画策定にあたり、高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対する意向、地域での助け合いの関係などの現状を把握するために、国で標準的に示されている下記のアンケート調査を

実施しました。様似町は人口規模の関係上サンプルの絶対数が少ないため、アンケートの全国集計結果も参考にするようにしています。

ア 在宅介護実態調査

平成 29 年 1 月～3 月に介護認定調査を行った際に専門職が聞き取りして実施

イ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

平成 29 年 4 月に町内在住の高齢者（要介護認定者は除く）300 人にアンケート調査用紙を郵送。回収率 66.7%

また、介護サービス事業者に今後の施設整備意向やサービス提供体制についての聞き取りを行い、地域ケア会議においてはサービス提供の課題や利用者及び利用者家族から聞かれる要望などについても聞き取りや意見交換を行いました。近隣町の事業者の動向については、各役場介護保険担当係を通じて情報を得るようにしました。

(2) 様似町高齢者保健福祉推進協議会の開催

計画策定のための「様似町介護保険事業計画策定委員会」を兼ねた『様似町高齢者保健福祉推進協議会』を開催し、保健・医療関係者、福祉関係者、被保険者、学識経験者からなる協議会委員から計画策定についての意見をいただき、計画案について審議検討をしました。

<参考>

平成 29 年度の様似町高齢者保健福祉推進協議会の開催状況

○平成 29 年 6 月 第 1 回様似町高齢者保健福祉推進協議会

平成 28 年度の介護保険事業および地域支援事業の実績と事業計画

介護保険制度改正の動向、計画策定について情報提供

○平成 29 年 11 月 第 2 回様似町高齢者保健福祉推進協議会

第 6 期の介護サービス実績と給付実績の報告（※H29 年度については推計）

他市町村の現状を情報提供、保険料推計方法について説明

必要な介護サービスや介護保険料設定の考え方について意見交換

○平成 30 年 2 月 第 3 回様似町高齢者保健福祉推進協議会

第 7 期の介護サービス量と給付費の推計結果について

第 7 期介護保険事業計画案について、介護保険料について

※第 3 回開催時の内容を基に、平成 30 年 2 月に様似町議会社会文教常任委員会にて説明。

※平成 30 年 3 月に様似町議会にて保険料改正議案および予算案について承認。

5 日常生活圏域の設定

第 3 期計画時において高齢者が住みなれた地域で継続的な生活を送るため、地理的条件や人口、学校区、その他社会条件、介護保険サービス提供状況などを勘案し、圏域を設定することになりましたが、本町においては行政区域全体が単体の生活圏域にあり、第 7 期計画においても日常生活圏域を 1 つに設定します。

6 計画の進行管理と点検評価

策定した計画は、町ホームページで公開する他、町広報誌に計画の要点について掲載し、介護保険制度改正の内容とともに、地域が目指す方向やそのための取り組みに対する理解を関係者間で共有できるようにします。

計画の実施状況については、毎年度、様似町高齢者保健福祉推進協議会において報告し進行管理を行うほか、個別の事業については「計画・実行・検証・改善」を繰り返すことで自己点検と評価を実施します。

7 介護保険制度改正の概要

平成 29 年（2017 年）6 月に「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、介護保険制度については平成 30 年（2018 年）4 月以降に順次、改正された内容で施行されることとなります。主な改正内容は以下の通りです。

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進

①保険者機能の強化等による自立支援や重度化防止に向けた取り組みの推進〔平成 30 年 4 月施行〕

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援や介護予防・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

ア 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定

イ 計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載

ウ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設

エ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

②医療・介護の連携の推進〔平成 30 年 8 月施行〕

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設『介護医療院』を創設

※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6 年間延長し、平成 35 年度末とする。

③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等〔平成 30 年 8 月施行〕

市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化

高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け

（2）介護保険制度の持続可能性の確保

①2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割とする〔平成 30 年 8 月施行〕

年金収入等が 340 万円以上のかた

※具体的な基準は政令事項。「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）

220 万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額 340 万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合 463

万円以上)」。単身で年金収入のみの場合 344 万円以上。

②介護納付金への総報酬制の導入〔平成 30 年 8 月施行〕

各医療保険者が納付する介護納付金（40～64 歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

（3）その他

- ・公費による保険料軽減の強化を継続〔平成 27 年 4 月施行〕
- ・居宅介護支援事業者の指定・監督権限を市町村へ委譲〔平成 30 年 4 月施行〕
- ・要介護認定の更新認定有効期間の見直し〔平成 30 年 4 月施行〕
- ・介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し〔平成 30 年 4 月施行〕
- ・財政調整交付金の見直し（基準年齢を 3 区分に）〔平成 30 年 4 月施行〕
- ・福祉用具の貸与価格の見直し（全国平均公表と上限設定）〔平成 30 年 10 月施行〕
- ・高額介護サービス費の上限負担額の見直し〔平成 30 年 8 月施行〕

（4）介護報酬の改定

今回の報酬改定では、

- ・「通所介護」は、2 時間ごとだったサービス提供時間区分を 1 時間ごと 6 区分に変更、大規模型は全区分引き下げ。
 - ・「訪問介護」は、生活援助中心型が微減、身体介護が微増。
 - ・「居宅介護支援」は、医療機関との連携による加算や多職種カンファレンス実施等で引き上げ。
 - ・「居宅サービス」で、リハ職活用を促す生活機能向上連携加算。
 - ・「特別養護老人ホーム」では、看取り対応等の加算で引き上げ。
- などがあり、トータルでは、**0.54%の引き上げ**となっています。

第2章 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者人口と世帯の状況

(1) 人口の推移

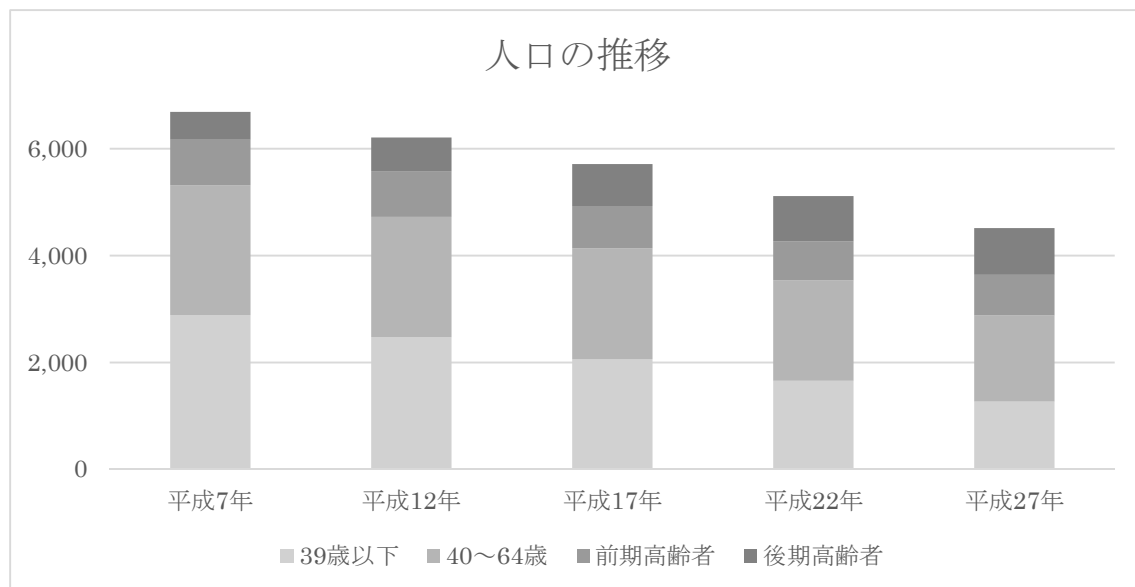
様似町の人口は、昭和40年をピークに年々減少を続け、平成27年の国勢調査時には4,518人に、現在、住民基本台帳人口で4,400人（平成30年2月28日現在）までに減少しています。

高齢者人口は年々増加を続け、平成30年2月末の高齢者数は1,728人となり、高齢化率も39.3%と高くなっています。今後、2～3年は増加しますが、その後は減少に転じると予想されます。

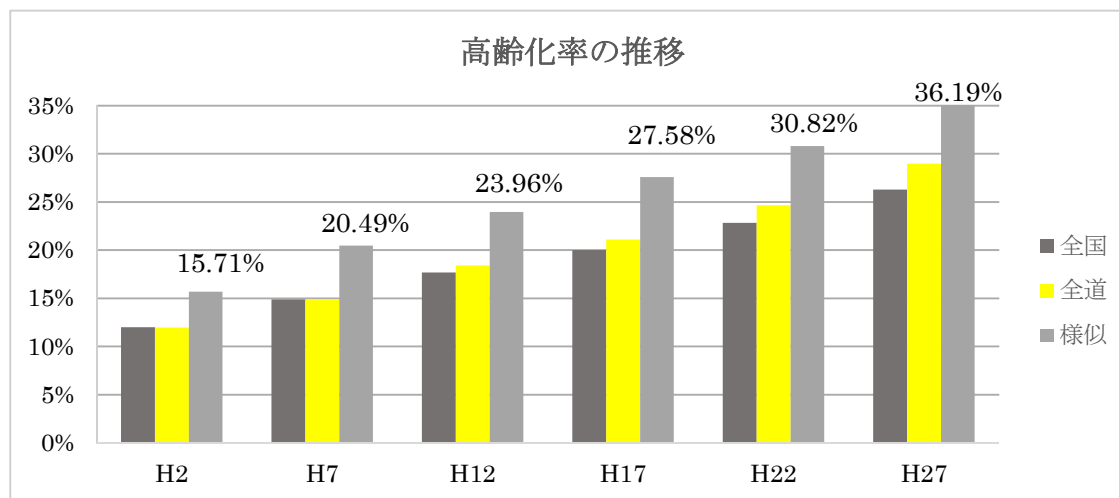
人口の推移

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
総人口A	6,686	6,210	5,711	5,114	4,518	4,400
40～64歳B	2,428	2,247	2,068	1,879	1,613	1,460
65～69歳C	476	430	409	355	437	482
70～74歳D	376	428	383	377	319	325
前期高齢者計E(C+D)	852	858	792	732	756	807
前期高齢者比率E/A	12.74	13.82	13.87	14.31	16.73	18.3
75～79歳F	259	318	367	329	321	323
80～84歳G	142	183	250	270	263	262
85歳以上H	117	129	165	245	295	336
後期高齢者計I(F+G+H)	518	630	782	844	879	921
後期高齢者比率I/A	7.75	10.14	13.69	16.50	19.46	20.9
65歳以上人口計J(E+I)	1,370	1,488	1,575	1,576	1,635	1,728
高齢者比率J/A	20.49	23.96	27.58	30.82	36.19	39.3

(平成7年～平成27年 国勢調査※各年9月末、平成30年2月末住民基本台帳)



また、高齢化率は、昭和 60 年には全道平均より約 2.5 ポイント高かったただけですが、平成 27 年の国勢調査時には、全道平均より 7.2 ポイント高い 36.2%となり、今後も人口減少によりさらに上昇することが予想されます。

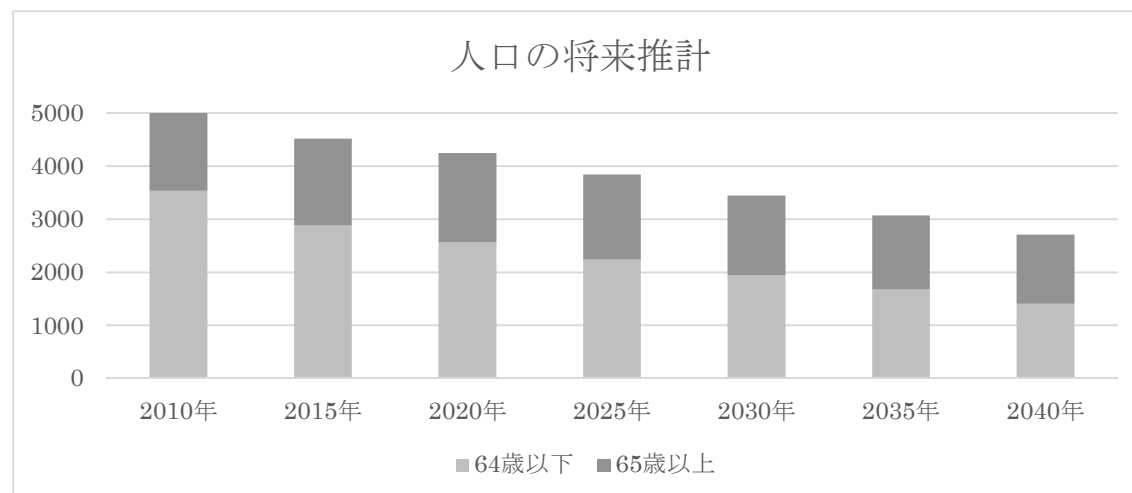


(2) 人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所による様似町の人口推計は、以下のようになっております（平成 25 年 3 月推計）。※ただし、統計のとり方の関係で、国勢調査人口は住民基本台帳人口よりも 100 人以上は少ない結果となっています。

	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)	2025年	2030年	2035年	2040年
65歳以上人口	1,576	1,635	1,681	1,607	1,502	1,390	1,301
64歳以下人口	3,538	2,883	2,564	2,237	1,945	1,679	1,409
総人口	5,114	4,518	4,245	3,844	3,447	3,069	2,710

(国勢調査および、国立社会保障・人口問題研究所による推計)



(3) 第1号被保険者数の推計

国立社会保障・人口問題研究所による人口予測が公表されており、介護保険事業計画策定のためのツールである「見える化」システムにおいても初期値として設定されています。しかし、最新データではなく、また、国勢調査を基にしているため、実際の住民基本台帳人口とは差があります。

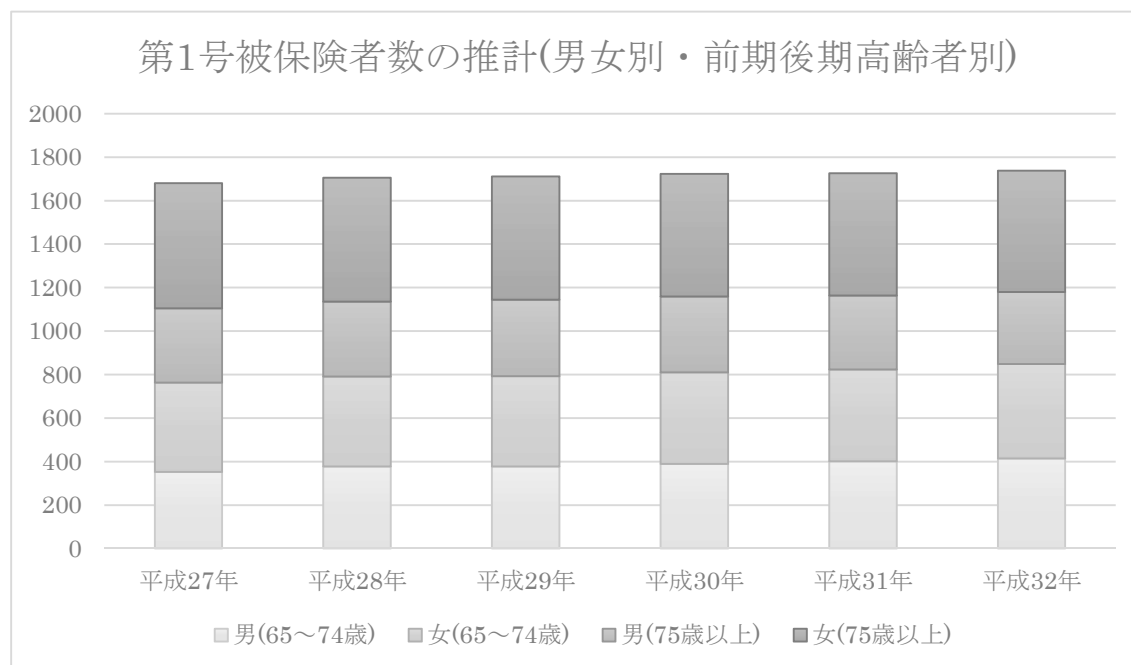
介護保険運営や介護保険料算定で実際に必要となるのは第1号被保険者の人数です。第1号被保険者の人数は、住民基本台帳での人数と住所地特例者（様似町から町外の対象施設に入所した方）の人数を足したものです。

今回の計画策定にあたり、住民基本台帳人口を元に年齢別死亡率・転出人数・住所地特例者数を勘案して、第1号被保険者の人数を次のとおり推計しました。

第1号被保険者数の推計

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
女(75歳以上)	576	569	567	564	563	558
男(75歳以上)	341	345	351	349	340	332
女(65～74歳)	410	414	415	421	422	434
男(65～74歳)	353	377	378	389	401	414
合計	1,680	1,705	1,711	1,723	1,726	1,738

(各年度9月末時点。平成27～29年度は実績。平成30～32年度は推計)



<平成30年度～平成32年度の推計方法>

①平成29年9月末住民基本台帳数値に住所地特例者を加え、②北海道の年齢別男女別死亡率分の人数を減らし年齢を1才上げ、③平成29年度の転出者実績分を年齢別のバラつきを平均化したうえで減らした。
 ※転入者、住所地特例者の増減、住所地特例適用除外者等はごく少数のため勘案しなかった。

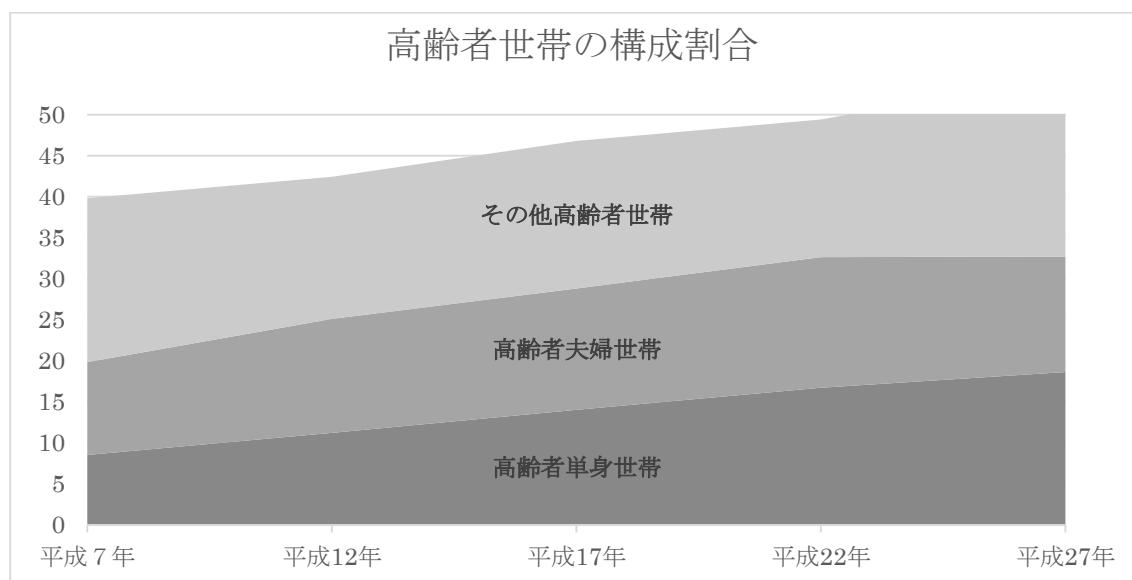
(2) 高齢者のいる世帯の状況（※施設入所者を除く）

高齢者のいる世帯については、平成7年に936世帯でしたが、平成27年には総世帯の半分以上となる1,118世帯まで増加しています。特に高齢者の単身世帯はこの間に2倍近くの380世帯に増加しています。今後も高齢者のみ世帯、特に夫婦世帯から単身世帯に変わる世帯の増加が予想されます。

高齢者世帯の状況（施設除く）

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数 A	2,350	2,403	2,330	2,203	2,044
65歳以上の親族のいる世帯数 B(世帯)	936	1,018	1,090	1,090	1,118
総世帯数に占める割合 B/A(%)	39.8	42.4	46.8	49.5	54.7
夫婦のみ世帯数 C(世帯)	266	333	344	351	288
総世帯に占める割合 C/A(%)	11.3	13.9	14.8	15.9	14.1
65歳以上世帯に占める割合 C/B(%)	28.4	32.7	31.6	32.2	25.8
単身世帯数 D(世帯)	200	270	326	368	380
総世帯に占める割合 D/A(%)	8.5	11.2	14.0	16.7	18.6
65歳以上世帯に占める割合 D/B(%)	21.4	26.5	29.9	33.8	34.0
その他 E(世帯)	470	415	420	371	450
総世帯に占める割合 E/A(%)	20.0	17.3	18.0	16.8	22.0
65歳以上世帯に占める割合 E/B(%)	50.2	40.8	38.5	34.0	40.3

(平成7年～平成27年 国勢調査)



2 要介護認定者の状況

(1) 要介護認定者数

要介護認定者数は、5期計画期間中は約50人増加しましたが、6期計画期間中は微増にとど

まっています。転出者が増えていること、要支援認定者で総合事業のみ利用する方が更新後に事業対象者認定に変わっていること、など要因は様々だと思われます。

※要介護認定は、要介護度が5に近づくほど重度の状態です。

要介護認定者

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第1号被保険者	40	66	42	40	51	34	31	304
65～74歳	8	12	2	4	7	4	6	43
75歳以上	32	54	40	36	44	30	25	261
第2号被保険者	1	2	3	2	0	1	0	9
総数	41	68	45	42	51	35	31	313

(平成30年2月末現在)

(2) 要介護認定者数と介護サービス利用者の推移

平成12年度から現在までの要介護認定者及び介護サービス利用者の推移(各年10月末値)は下記のとおりです。第4期までは、要介護認定者・利用者共に大きな伸びはみられませんでした。第5期(平成24年度～26年度)に入り要介護認定者数は毎年20人前後の伸びを示して急増し、第6期(平成27年度～29年度)においては横ばいになりました。今後においては、後期高齢者の増加が予測されることから認定者数、また、利用者数についても伸びていくものと考えられます。

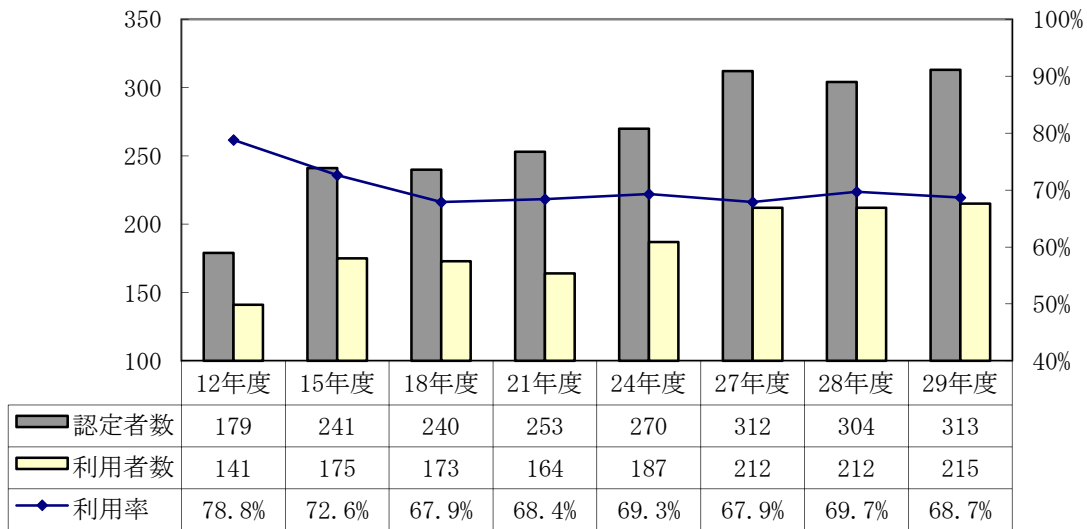
なお、利用率については今後も70%前後で推移していくものと予想されます。

要介護認定者と介護サービス利用者の推移

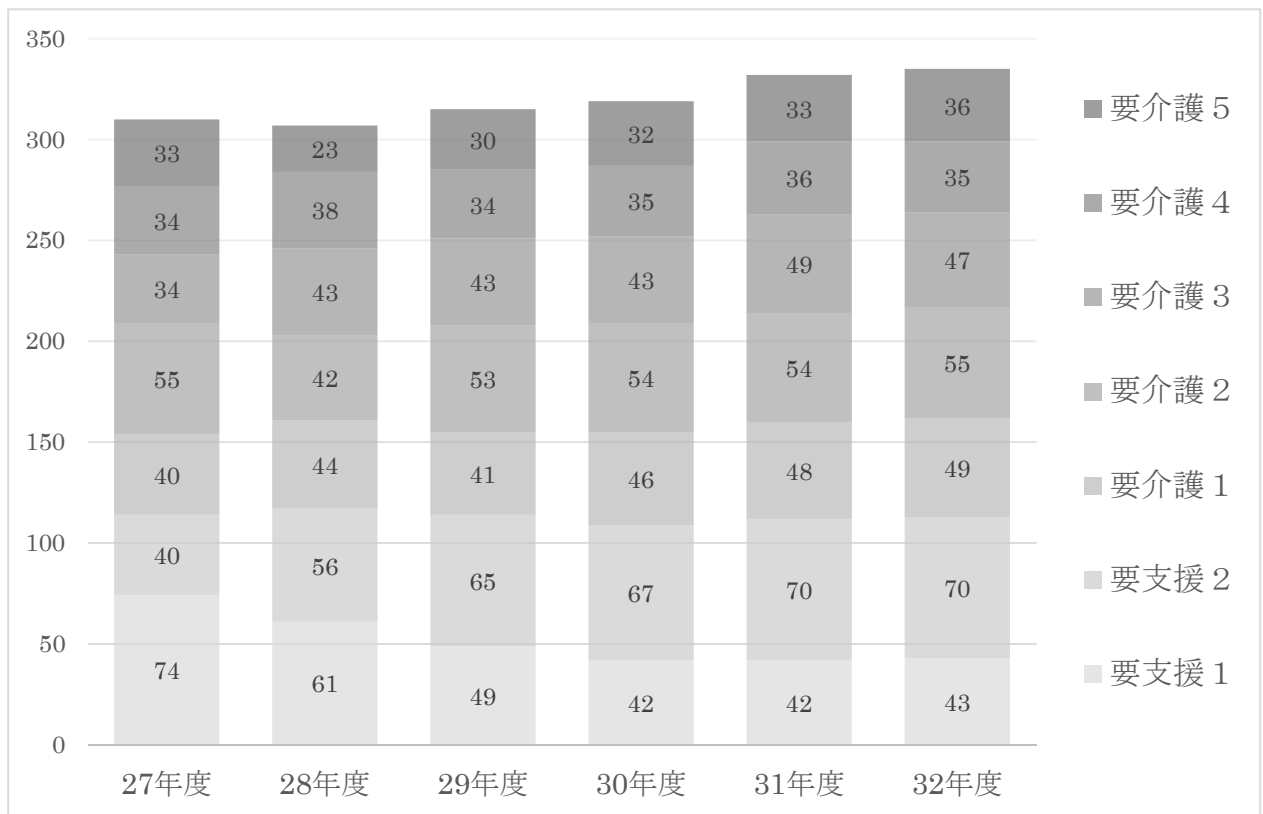
	12年度	15年度	18年度	21年度	24年度	27年度	28年度	29年度
第1号被保険者	174	231	234	248	264	303	295	304
65～74歳	33	40	39	41	28	31	36	41
75歳以上	141	191	195	207	236	272	259	263
第2号被保険者	5	10	6	5	6	9	9	9
認定者数計	179	241	240	253	270	312	304	313
利 サ 用 ー 者 ビ ス 数	居宅	68	106	104	94	127	143	138
	地域密着型	-	-	-	1	5	5	7
	施設	73	69	69	69	55	61	70
	実利用者数計	141	175	173	164	187	212	212
サービス利用率	78.8	72.6	67.9	68.4	69.3	67.9	69.7	68.7

(各年度:10月末値)

要介護認定者と介護サービス利用者の推移



(3) 要介護（支援）認定者数の実績と予測



(各年度9月末)

※平成29年度から、要支援相当者の一部は総合事業のみの利用となり、様似町でのケアマネジメントの流れにより、要支援1相当で継続して訪問や通所の利用のみの方は「事業対象者」認定となったため、要支援1認定者が減っています。

3 高齢者の生活状況や意識

(1) 高齢者の健康状態等

受診状況は、3年前のデータと比べると、65～74歳の1人あたり件数がすべて減っており、75歳以上の入院医療費が若干増えています。

疾病構造は、生活習慣病が上位を占めています。

高齢者の受診状況

区 分	1人あたり件数 (件)		1件あたり日数 (日)		1日あたり医療費 (円)	
	65～74歳	75歳以上	65～74歳	75歳以上	65～74歳	75歳以上
入 院	0.25	0.91	13.42	17.22	46,550	29,942
入 院 外	6.49	13.64	1.25	1.47	10,208	10,571
歯 科	0.81	1.16	2.58	2.64	7,131	9,037
調 剤	5.58	12.34	1.15	1.24	11,349	14,184
計	13.12	28.05	1.52	1.93	16,353	17,133

(H28年度国保・後期高齢者医療年報より算出)

65～75歳未満国保加入者の疾病構造 (様似町)

	疾病名	件数	構成割合
第1位	高血圧性疾患	116件	23.4%
第2位	糖尿病	58件	11.7%
第3位	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	39件	7.9%
第4位	その他の心疾患	22件	4.4%
第5位	その他の消化器系の疾患	18件	3.6%

(平成29年12月診療分)

75歳以上の後期高齢者医療加入者の疾病構造 (様似町)

	疾病名	件数	構成割合
第1位	高血圧性疾患	164件	16.1%
第2位	その他の心疾患	110件	10.8%
第3位	糖尿病	82件	8.0%
第4位	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	43件	4.2%
第5位	その他の消化器系の疾患	38件	3.7%

(平成29年12月診療分)

(3) 高齢者の就業の状況

高齢者の就業率について、平成22年、平成27年の国勢調査両方において、北海道の就業率に比べ、約1.4～1.5倍と高く、平成27年は、平成22年よりも就業者数も増えています。様似町の高齢者が職業に就いている割合は非常に高いと言えます。

これは農業、漁業をはじめする第1次産業主体の町で、家業に従事しているケースが多いためと思われます。

また、高齢者の就業による生きがいづくりや社会参加の支援のため、平成10年度に「様似町高齢

者事業団」が設置され、高齢者に対する就業の促進を図っています。登録者は平成 22 年で 37 名、平成 29 年 3 月 31 日現在では 35 名（平均年齢 74.1 歳。男 33 名、女 2 名）です。

高齢者の就業状況

区 分		平成 22 年			平成 27 年		
		人 口 (人)	就業者数 (人)	就業率 (%)	人 口 (人)	就業者数 (人)	就業率 (%)
男	65～74 歳	334	146	43.7	354	204	57.6
	75 歳以上	304	68	22.4	329	69	21.0
	計	638	214	33.5	683	273	40.0
女	65～74 歳	398	104	26.1	402	134	33.3
	75 歳以上	540	58	10.7	550	45	8.2
	計	938	162	17.3	952	179	18.8
合計	65～74 歳	732	250	34.2	756	338	44.7
	75 歳以上	844	126	14.9	879	114	13.0
	計	1,576	376	23.9	1,635	452	27.6
北海道 (65 歳以上)		1,358,068	221,273	16.3	1,558,387	302,469	19.4

(国勢調査)

(4) 老人クラブ等の団体の状況

様似町の老人クラブは、老人クラブ連合会が 1 組織、各地区の単位老人クラブが 8 組織、活動していますが、6 期計画策定時から 2 組織減少、5 期計画策定時とで比べると 4 組織減少しています。

老人クラブの加入人員も、地区組織の解散と新たな会員の加入が減少する中で年々減少を続け、平成 17 年度では 13 組織 769 人の会員が、平成 29 年度では 8 組織 251 人まで減少しています。

解散する理由としては、会員の減少、役員の高齢化と負担増、があげられます。会員については、対象年齢者（おおむね 65 歳以上）は増えている地区が多いのですが、地区ごとに状況は異なるようです。

老人クラブ活動の活性化は高齢者の親睦と交流、社会参加の機会の拡大により老化防止にも役立つものですので、役員の負担を減らして役員のなり手不足を解消したり行政からの支援を手厚くするなど、加入率の向上や活動の活性化を図る必要があります。

老人クラブの組織状況

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 29 年
地区組織数	13	12	10	8
会 員 数	769	493	337	251

町内の各種サークルも、役員や会員の高齢化により活動を休止したり解散する例が見られます。一方では、高齢者の方が活動する場も必要であり、既存のサークル活動あるいは新規サークル立ち上げ等に関し、何らかの支援が必要な状況です。

老人クラブ、各種サークル、共に活動のための移動手段が課題になっている場合も見られます。

4 介護保険事業の状況

(1) 町内にある介護サービス

事業者	サービス名	備考
様似福祉会	介護老人福祉施設（特養） 短期入所生活介護 通所介護（デイサービス）	H29年4月に町内で移転。 予防通所介護はH29年度中に順次、総合事業に移行
様似町社会福祉協議会	訪問介護（ホームヘルプ） 訪問入浴介護 居宅介護支援	予防訪問介護はH29年度中に順次、総合事業に移行
様似町	居宅介護支援 居宅予防支援	予防支援はH29年度から一部が総合事業に移行
酒井太陽堂	福祉用具貸与	

※特定福祉用具購入・住宅改修は、利用者が町内外の業者を利用し、償還払い。

(2) 町外にある介護サービス（様似町の住民が利用しているもの）

事業者（通称や施設名）	サービス名	備考
遠隔地の各事業者	介護老人福祉施設（特養） 特定施設入居者生活介護（老人ホーム等）、居宅介護支援	町外施設に住所地特例扱いで様似のかたが入所。 親類等の家に一時居住
浦河緑苑	介護老人保健施設 訪問リハビリ、通所リハビリ	短期入所を含む
ルピナス	訪問介護、訪問看護 居宅介護支援	ルピナス館入居者や在宅の方に提供
エマオ診療所	居宅療養管理指導	ルピナス館入居者や在宅の方に提供
浦河日赤	訪問看護	
勤医協浦河	訪問看護	
日交	訪問介護	
グループホームまきば	認知症対応型共同生活介護	東部3町で広域指定しており、様似の定員枠は5名。

平成29年4月に特別養護老人ホーム「様似ソビラ荘」が町内の高台に移転改築した際にユニット化と増床を行い、施設の入所定員は50人から60人となりました。これにより入所者の利便性向上と権利擁護、さらには入所待機者数の減少や、入所者を津波被害から守る事にもつな

がっています。なお、同施設の短期入所用の定員については移転改築の際に 19 人から 16 人に減となっています。

浦河町にあるサービス付き高齢者住宅「ルピナス館」は平成 28 年度秋に開設し、様子町から入居した方が、訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導などのサービスを受けています。

(3) 第 6 期計画と実績の比較

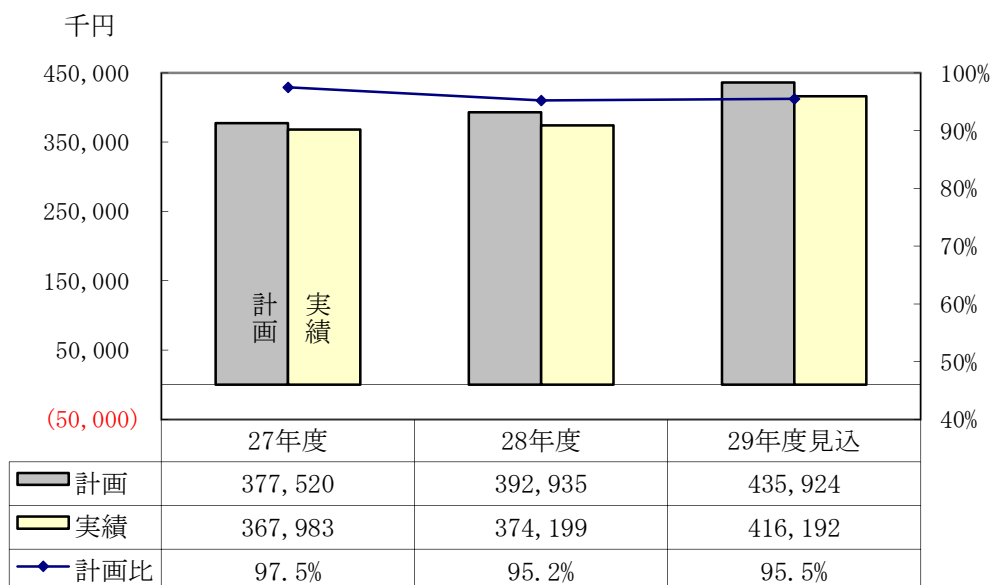
第 6 期介護保険事業計画における介護保険給付費は下の表のとおりです。給付費の実績は、平成 27 年度には 3 億 6,798 万円（計画比 97.5%）、平成 28 年度には 3 億 7,420 万円（計画比 95.2%）、平成 29 年度（見込み）では 4 億 1,619 万円（計画比 95.5%）と、いずれの年度も計画をやや下回っていますが、総額では計画と実績で大きな開きはありませんでした。

個別のサービスの推移では、平成 29 年度に「訪問介護」「訪問看護」「居宅療養管理指導」が計画を大幅に上回っています。これらは主に、隣の浦河町に出来たサービス付き高齢者住宅に住むようになった方が受けたサービス分が増えた影響です。また、短期入所生活介護は、平成 27 年度、28 年度はともに計画を下回り、29 年度はソビラ荘の短期入所定員が減ったこともあり計画の 3 分の 2 程度の実績となっています。

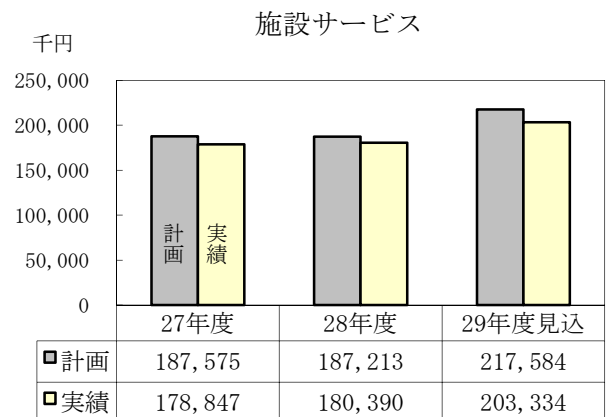
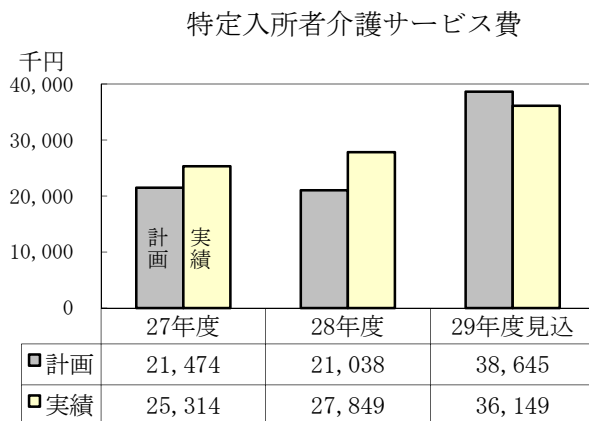
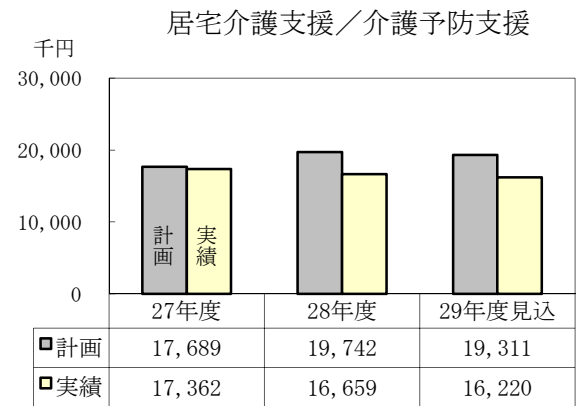
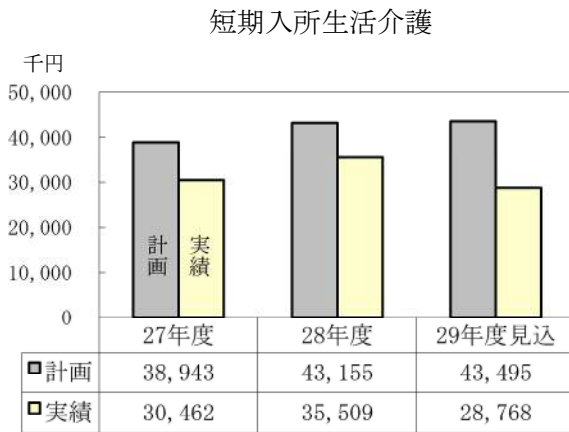
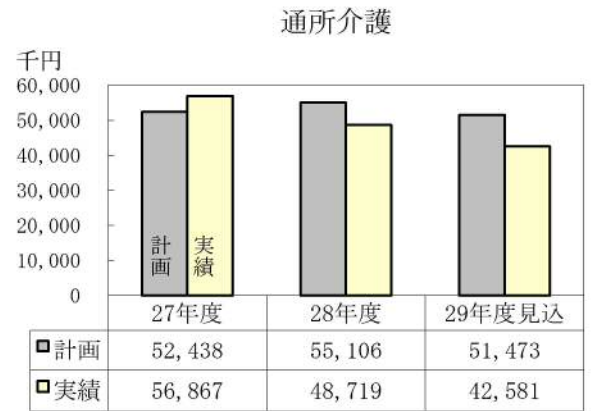
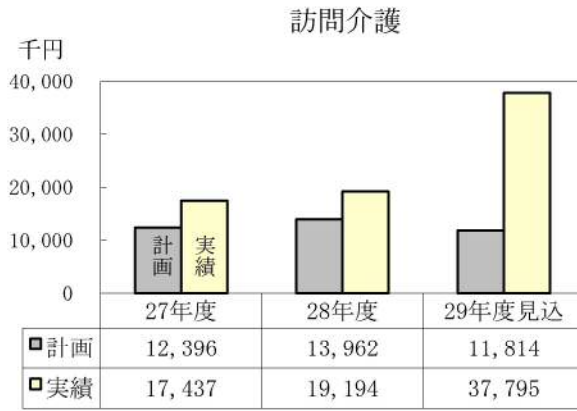
特定施設入居者生活介護は、町外の有料老人ホーム等の利用で伸びると予想していましたが、27 年度、28 年度は約 2 名、29 年度は約 3 名の利用で、予想よりは少ない状況です。

また、特別養護老人ホーム「様子ソビラ荘」の定員増で、介護老人福祉施設費や特定入所者介護サービス費（低所得者の食費居住費の負担軽減）を 29 年度は増で予想していましたが、増えた額は計画の金額内にとどまっています。

第 6 期の介護給付費計画と実績の比較



第6期の主なサービスの計画と実績の比較（給付費）



① 居宅介護/居宅介護予防サービス

(単位:千円)

サービス区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
訪問介護	12,396	17,437	13,962	19,194	11,814	37,795
訪問入浴介護	1,925	1,352	1,996	1,562	2,055	1,504
訪問看護	1,218	3,239	1,334	2,880	1,509	4,532
訪問リハビリテーション	0	62	0	16	0	258
居宅療養管理指導	52	490	55	437	54	1,260
通所介護	52,438	56,867	55,106	48,719	51,473	42,581
通所リハビリテーション	2,559	1,805	3,055	1,917	3,606	2,113
短期入所生活介護	38,943	30,462	43,155	35,509	43,495	28,768
短期入所療養介護	0	25	0	226	0	0
特定施設入居者生活介護	9,139	1,853	9,121	3,744	9,121	5,153
福祉用具貸与	5,889	5,461	6,744	5,007	7,215	4,589
特定福祉用具購入費	397	215	451	238	504	349
住宅改修	1,220	1,736	1,659	1,461	2,110	1,535
計	126,176	121,004	136,638	120,910	132,956	130,437

② 地域密着型/地域密着型介護予防サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	666	0	1,643	0	2,316
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	14,415	15,312	17,387	15,242	17,387	15,526
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	—	0	—	0	—	0
地域密着型通所介護	—	—	—	1,587	—	1,037
計	14,415	15,978	17,387	18,472	17,387	18,879

③ 施設サービス

介護老人福祉施設	156,045	138,393	155,744	142,417	186,115	176,327
介護老人保健施設	31,530	40,454	31,469	37,124	31,469	27,007
介護療養型医療施設	0	0	0	849	0	0
計	187,575	178,847	187,213	180,390	217,584	203,334

④ 居宅介護支援/介護予防支援

居宅介護支援（予防支援）	17,689	17,362	19,742	16,659	19,311	16,220
--------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

⑤ その他

高額介護サービス費	8,628	8,205	9,243	8,635	8,271	9,900
高額医療合算介護サービス費	1,206	915	1,292	983	1,366	980
特定入所者介護サービス費	21,474	25,314	21,038	27,849	38,645	36,149
審査支払手数料	357	356	382	298	404	292
計	31,665	34,790	31,955	37,765	48,686	47,321

介護給付費合計	377,520	367,983	392,935	374,199	435,924	416,192
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※各項目で千円未満を四捨五入したことにより、①～⑤の計とは誤差があります。

(4) 地域支援事業

地域支援事業は、要支援、要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から第3期計画より創設されたものですが、町では介護予防事業において主に二次予防事業対象者施策（特定高齢者施策）である通所型介護予防事業及び一般高齢者施策である介護予防普及啓発事業において各種教室を展開する中で推進してきました。

また、包括的支援事業としては平成19年度に地域包括支援センターを設置し、保健師、社会福祉士の専門職員を配置し、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、家族介護支援等の事業を推進してきました。

二次予防事業対象者の把握は、生活習慣病健診の実施にあわせた生活機能評価の実施（平成23年度からは、基本チェックリストのみ）により対象者を把握し、その後、介護予防ケアプランを作成、教室等への参加とつなげてきました。

一方、一般高齢者施策の介護予防普及啓発事業については、運動器の機能向上、閉じこもり予防（支援）として「おたっしや教室」、認知症予防（支援）として「ひまわりの会」、口腔機能向上として「歯つらつ教室」、栄養改善として「男性料理教室」等を実施してきました。

その後、平成26年度に介護保険制度の改正による地域支援事業の見直しが行われ、新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が位置付けられました。様子町でもその動きに合わせて、実施する事業の内容や実施方法等を徐々に変えていきました。

①介護予防事業（一般介護予防事業）

<介護予防普及啓発事業>※従来からの継続事業など

事業名	27年度		28年度		29年度見込	
	回数	参加延人数	回数	参加延人数	回数	参加延人数
おたっしや教室	11	129人	19	262人	20	213人
ひまわりの会	10	33人	おたっしや教室に統合			
高齢者食生活改善事業	5	29人	5	26人	4	24人
歯つらつ教室	22	230人	22	227人	サークル化	
計	48	421人	46	515人	24	237人
講師依頼対応	10	180人	10	204人	8	152人

<地域介護予防活動支援事業>

[平成28年度]

- ・介護予防ボランティア事業の開始。感謝券の取り扱い協力店32事業所登録
- ・介護予防ボランティア養成講座…計8回。その後、27名登録、活動25名。
- ・ふまねっとサポーター養成講座…計2回、延べ32名
- ・いきいき百歳体操、ふまねっと体験会…計4回
- ・地区（錦緑町・大通公住）や保健福祉センターでのサークル立ち上げ支援、ミーティング

[平成 29 年度]

- ・介護予防ボランティアポイント事業（感謝券の取り扱い協力店 33 事業所登録）
87 枚×1,000 円=87,000 円分のボランティア感謝券発行
- ・介護予防ボランティア養成講座…計 3 回。新規 5 人登録、活動 32 名。
- ・ふまねっとサポーター スキルアップ研修会…31 名
- ・(西町・東平宇地区) 立ち上げ支援、介護予防サポーターミーティング
- ・筋力評価（保健福祉センター、西町生活館、緑町生活館、東平宇生活館）
- ・活動支援…保健福祉センター（第 1～4 月曜日）、大通公住会館（毎月 1 回）

②包括的支援事業

27 年度	28 年度	29 年度（実績見込）
<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント業務 1 件 ・総合相談支援業務 延 817 人 ・権利擁護事業 相談 2 例 ・包括的継続的ケアマネジメント 地域ケア会議 計 6 回開催 関係機関との連絡調整 219 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント業務 1 件 ・総合相談支援業務 延 877 人 ・権利擁護事業 相談 1 例 ・包括的継続的ケアマネジメント 地域ケア会議 計 5 回開催 関係機関との連絡調整 244 件 	(※事業対象者のケアマネジメント有) <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援業務 延 915 人 ・権利擁護事業 相談 0 例 ・包括的継続的ケアマネジメント 地域ケア会議 計 6 回開催 関係機関との連絡調整 253 件
他に、様似町高齢者虐待防止ネットワーク会議開催、民生委員協議会出席、グループホーム運営協議会出席、地域見守り活動の推進（※H30 年 2 月現在の活動協力協定締結事業所…28 事業所）		
認知症総合支援事業⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ストレス癒しの集い開催 ・初期集中支援事業の要綱制定 ・支援チーム検討委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ(介護ストレス癒しのつどい) 10 回、40 人 10/23～常設カフェ
生活支援体制整備事業⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・協議体検討部会の開催 5 回 ・勉強会開催 34 名 ・地区別勉強会開催 5 地区 78 名 ・フォーラム開催 47 名 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議体検討部会 3 回、協議体 3 回 ・生活支援コーディネーター委託 (10 月～3 月) ・フォーラム開催 45 名

③任意事業

事業名	年度	回数	人数
認知症サポーター養成講座 (家族介護支援事業)	27	3	56 人
	28	2	40 人
	29 見込	2	43 人

サポーター養成数 (H21～29 年)
累積 742 名

他に、成年後見制度利用支援事業（※H27.4.1 要綱施行）。利用実績は 0 件。

④指定介護予防支援・介護予防マネジメント

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度見込み
契約者数（月平均）	65.3	65.1	66.0
給付管理実績（月平均）	65.1	57.6	60.4

第3章 計画の基本的な考え方と体系

1 基本理念

様似町は、「第8次様似町総合計画」（計画期間：平成23年度～平成32年度）において、住民生活の安定と福祉の向上を基本理念として、「町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり」を創世のテーマに掲げ、施策を推進していますが、健康・医療・福祉分野では、「健康で幸せな生活をおくるために」を施策の基本方向としています。

また、「様似町地域福祉計画」では、基本目標として、「輝くまちづくり」「安心のまちづくり」「助け合いのまちづくり」の3つを掲げています。

本計画では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を視野に、目指すべき将来の姿を、『高齢者が住みなれた地域で生きがいを持ち安心して暮らしている』とし、そのために、

「高齢者が住みなれた地域で生きがいをもち安心して暮らすことができる地域社会を目指し、様似町地域包括ケアシステムを構築する」

を基本目標とし、各種施策を推進していきます。

2 基本方針

基本目標を具現化するために、次のとおり、3つの施策の方向性（基本方針）を設定します。

（1）高齢者の社会参加・介護予防の支援と、生活支援の充実

高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送るために、早い時期からの健康づくりや介護予防の取り組みの支援を進めます。

また、豊富な経験や知識、技術を持った高齢者が健康で働き、楽しみ、積極的に社会参加することが介護予防にもつながり、介護予防や生活支援の担い手としても活躍できることから、高齢者の地域における活動を支援します。

高齢者の地域生活を支えるための地域福祉サービスについては、これまでのサービスを継続するとともに、「地域共生社会」の考えのもと、障がい者や子育て家庭等の支援も含めて発想し、その充実や制度の周知啓発に努めます。

（2）地域で高齢者を支える地域包括支援体制の充実

高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域において自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括支援体制の充実を図るとともに、今後増加が見込まれる認知症高齢者の権利擁護などの充実に努めます。

（3）介護保険サービスの適正な運営

介護保険の運営にあたっては、関係機関と連携を図りながら、ニーズに見合った医療や介護

サービスが地域で適切に提供される体制づくりを進めます。サービス提供のための介護人材の確保は、将来にわたり課題となることが予想されますので、早めの対策をしていきます。

また、介護予防・重度化防止に資するサービス提供となるよう、総合事業における多様なサービス創出とも連動しながら、保険者機能を発揮していきます。

3 計画の体系

計画の体系は、次頁の図のように整理し、3つの施策の方向性（基本方針）を展開する具体的な方策として、本計画（4章～6章）に記載した各種施策を実施していきます。

4 重点的な取組

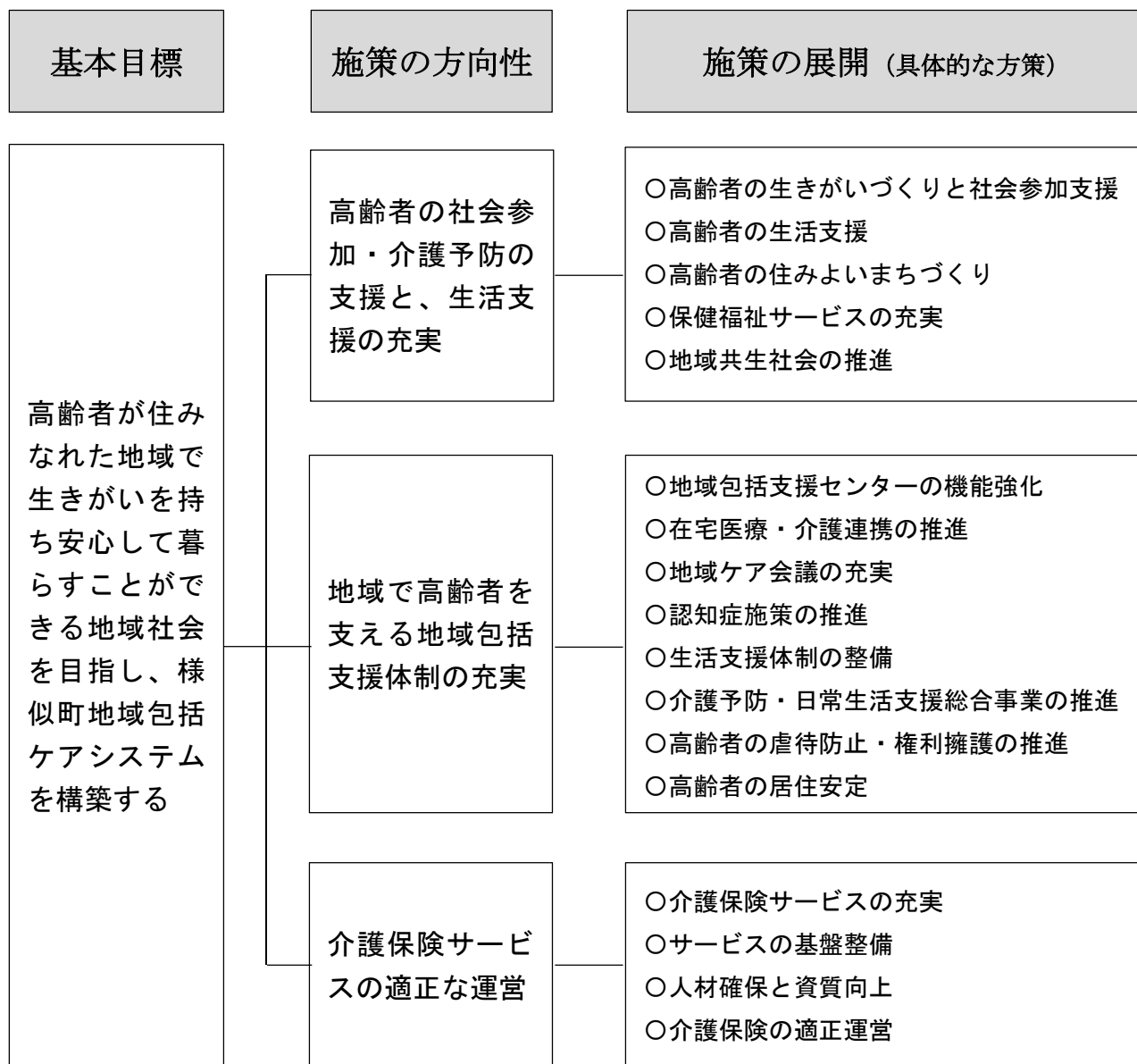
介護保険制度改正の動きや、地域の高齢者の現状をふまえ、以下の方策について第7期の重点的な取り組みとします。

- ◎地域・社会活動の促進〔第4章－1－(2)〕
- ◎生活支援体制の整備〔第5章－5〕
- ◎介護予防・日常生活支援総合事業の充実〔第5章－6〕
- ◎人材確保と資質向上〔第6章－3〕

施策の体系

町総合計画・施策の基本方向：「健康で幸せな生活を送るために」 — 地域福祉の充実

地域福祉計画・基本目標：「輝くまちづくり」「安心のまちづくり」「助け合いのまちづくり」



第4章 高齢者の社会参加と生活支援

1 高齢者の生きがいづくりと社会参加支援

高齢者が地域社会の中で自らの経験と知識・技能を生かし、地域で活躍することができるよう、「学習機会の充実」「地域・社会活動の推進」「世代間交流の推進」「就労機会の充実」により、社会参加や地域の交流を促進します。

(1) 学習機会の充実

高齢者が、生涯を通じて教養を高め、仲間と趣味活動やスポーツを楽しむ等、生きがいのある充実した生活を送ることができるよう関係部局が連携し、学習機会の充実や環境整備を行い、生涯学習活動の支援を行います。

<参考：現在行われている事業や活動>

- ・ 様似町高齢者大学（各自治会での高齢者学級及び合同学習会）
- ・ 教育委員会主催の「きらめきサークル」（各種の学習）、「ヤングシニアスクール」（軽スポーツ）
- ・ 文化、スポーツ等の各種サークル活動

(2) 高齢者の地域・社会活動の促進

高齢者が地域社会の主要な構成員であるということ意識し、これまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を生かして活動することは、生きがいづくり、健康維持、社会的孤立の防止につながるとともに、社会においても大きな財産となります。

高齢者が地域で活動し能力を発揮できる場の提供や、介護予防の取り組みの運営協力者としても社会貢献できるよう、高齢者の地域・社会活動を推進する環境づくりに取り組みます。

各自治会の老人クラブは、老人福祉法で「老人福祉の増進のための事業」として規定され、地域の高齢者の自主的団体の中核を担っています。しかし、新たな加入者が少ない、役員を引き受ける人がいないなどの理由で、会員数の減少や活動を休止している地区もありますので、このような状況を受け止め、活動の支援をすることが必要です。

<参考：現在行われている事業や活動>

- ・ 各自治会老人クラブ活動（※高齢者学級の学習活動を含む）
- ・ [※再掲] 文化、スポーツ等の各種サークル活動
- ・ 各地域での介護予防活動（いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操、ふまねっと）
- ・ 各種のボランティア活動（福祉ボランティア、学校支援ボランティア、介護予防ボランティア、他）

(3) 世代間交流の促進

少子高齢化と核家族化が進む中、高齢者と子どもが交流する機会を作ることは、相互理解を深めるうえで重要です。

世代間交流により、高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識や経験を次世代に伝えるとともに、高齢者の生きがいや活力の増進、子どもたちの敬老の気持ちを育むため、多様な世代間交流事業が実施されています。

<参考：現在行われている事業や活動>

- ・幼稚園や小学校での世代間交流事業
- ・各自治会福祉部や青少年部での交流事業

(4) 就労機会の拡充

少子高齢化が進展し、労働力人口の減少が見込まれる中、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関りなく働くことができる就業環境づくりを推進することが重要です。

様子町内では、平成 10 年度に設置された「高齢者事業団」が高齢者への仕事の斡旋等を行い高齢者の生きがい対策となっており、町もその活動の支援を継続していきます。

2 高齢者の生活支援

高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、これまで実施してきた後述の「保健福祉サービス」や、地域包括支援体制の充実としての「生活支援体制の整備」の取り組みを継続して進めることが重要であり、関係者や住民の意見を聞きながら、行政が行うサービスと地域の助け合いとの役割分担が必要です。

また、高齢者が消費者被害を受けないための防犯対策や、交通事故防止のための交通安全対策も重要ですので、関係機関との連携を図っていきます。今後、後期高齢者の増加に伴い運転免許の早期返納についても課題となってくることから、高齢者の移動手段の確保とも連動させた政策形成が重要になってきます。

3 高齢者の住みよいまちづくり

高齢化の進展とともに、福祉のまちづくりの観点から、高齢者の住環境や生活環境の整備が求められます。当町の人口規模においては、サービス付高齢者向け住宅（※略称：サ高住）の整備は慎重な対応が必要なところですが、平成 28 年度途中に隣町でサ高住が開設され平成 30 年度中には増床が見込まれており、様子町民も既に住居として利用している実態があります。また、後述するように様子町では老人福祉寮「エンルム荘」を整備しております。公共施設や公営住宅のバリアフリー化、安全快適な歩行空間の確保等、高齢者に配慮したまちづくりを、関係機関と連携し推進を図ります。

高齢者の移動手段の確保については、町内のアンケート調査や関係者への聞き取りでもニーズが高いことから、福祉有償運送に係る協議会、他市町村でのオンデマンド交通等の事例、国が示す地域住民互助での移動手段についてのガイドライン等を参考にしながら、第 7 期計画期間中に可能な方法を検討し、施策に反映させることを目指していきます。

4 保健福祉サービスの充実

(1) 高齢者福祉施設サービス

「養護老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス等）」「生活支援ハウス」については、町内には施設がなく施設整備の予定はありません。

「老人福祉寮」は、特別養護老人ホームに併設して老人福祉寮エンルム荘が整備されており、平成 29 年度に町内朝日丘に移転後の居室数は 20 室（単身用 18 室、夫婦用 2 室）です。様似福祉会に運営を委託し食事提供や見守り対応をしており、介護保険の居宅サービスを利用されている方もいます。

「老人福祉センター」は、町内平宇のアポイ山荘に併設され、週 2 回老人クラブによる貸し切りバスを運行し、町内の高齢者に憩いの場として利用されています。また、月 1 回の血圧測定や健康相談などの事業を実施して高齢者の健康増進を図っています。

(2) 高齢者在宅サービス

高齢者等が在宅での自立した生活を送れるように、地域支え合い事業を実施し、介護保険制度の補完事業として、要介護認定で介護保険制度の対象外となった在宅の高齢者や高齢者を介護している家族に対しても必要な支援をしていくため、現在も行っている次の事業を継続して実施します。

<地域支え合い事業>

①外出支援サービス事業（移送サービス）

要介護及び要支援 2 と認定された方、人工透析を受けている高齢者、重度の歩行機能障害をもつ方の通院に対して。移送用車両により利用者の居宅と医療機関などとの間を送迎する事業で、今後も「移送サービス」として社会福祉協議会に委託し実施します。

例. 三和医院、浦河赤十字病院、島田歯科医院及びファミリー歯科

〔費用〕 1 往復あたりの利用者負担額

町内 200 円 町外 400 円

②軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス）

自力での在宅生活に支障があると判断される場合に、ホームヘルパーが居宅を訪問し、外出時の援助や買い物、洗濯、掃除などの軽易な日常生活の援助を行います。在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護・要支援状態の進行を防ぐことを目的としています。今後も「ホームヘルプサービス」として社会福祉協議会に委託し実施します。

〔費用〕 1 日あたりのサービス費用

1,530 円（うち利用者負担 150 円）

③生きがい活動支援通所事業（デイサービス）

家に閉じこもりがちで何らかの支援が必要とされる場合に、デイサービスセンターで食事や

入浴などの日常生活上の支援を通じた交流を提供します。高齢者に他者とのふれあいや日常動作訓練、趣味活動などの各種サービスを提供する事業で、今後も様似福祉会（様似デイサービスセンター）に委託し実施します。

〔費用〕 1日あたりのサービス費用 ※送迎ありで、食費も含まれます。
非課税のかた 6,390 円（うち利用者負担 580 円）
その他のかた 6,390 円（うち利用者負担 1,170 円）

④生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

基本的な生活習慣が欠如するなど、自力での在宅生活に支障があると判断される場合に、ソビラ荘で年間 10 日を限度とした短期入所を提供します。特別養護老人ホーム等の空き部屋を活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る事業で、今後も様似福祉会（様似ソビラ荘）に委託し実施します。

〔費用〕 1日あたりのサービス費用
5,500 円（うち利用者負担 1,700 円）

⑤配食サービス事業（給食サービス）

高齢者の食生活を改善するほか、孤独感を解消したり潜在する福祉ニーズを把握する手段として、定期的に自宅へお弁当をお届けします（夕食）。食事の調理が困難な高齢者に対して、定期的に利用者へ食事を配食するとともに、高齢者の安否確認を行う事業で、現在、毎週月曜日から金曜日の 5 回夕食を配食しており、今後も社会福祉協議会に事業を委託し実施します。

〔費用〕 1食あたりの利用者負担額
400 円

<地域支え合い事業の主な実績>

区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)
外出支援サービス	利用延人数	693	623	579	705
	利用延日数	2,373	1,990	1,931	2,337
軽度生活援助	利用延人数	3	5	6	11
	利用延日数	68	75	152	309
生きがい活動支援通所	利用延人数	6	9	8	9
	利用延日数	239	169	239	279
生活管理指導短期宿泊	利用延人数	0	0	0	0
	利用延日数	0	0	0	0
配食サービス	利用延人数	51	48	51	55
	利用延日数	4,764	4,739	5,892	5,526

<その他介護者等への支援事業>

⑥様似町短期入所サービス事業

介護保険適用のショートステイを使ってもなお、ショートステイ必要日数に不足をきたす場合、足りない分を公費で負担することで一定期間利用を継続させます。在宅で介護を受けている要介護者を介護する方が、疾病等により要介護者を介護することが困難となった場合に、特別養護老人ホームに一時的に入所させ介護を受けられるようにし、要介護者及び介護者の福祉の増進を図る事業で、今後も様似福祉会（様似ソビラ荘）に委託し、実施します。

〔費用〕 1日あたりのサービス費用
6,260円（うち利用者負担2,760円）

⑦緊急通報装置の設置

一人暮らし等の高齢者の急病や不慮の事故等に備えるため、簡単に通報できる端末を貸与します。通報は札幌の受信センター経由で、登録いただいた協力者又は日高東部消防組合様似支署に伝達されます。緊急通報装置の設置については、平成5年度から制度をスタートさせ平成29年度においては43世帯の高齢者の方に利用されています。今後も北海道健康づくり財団に業務を委託し実施します。

〔費用〕 無料

⑧電話サービス

電話サービスについては、高齢者事業団の協力も得ながら、社会福祉協議会で事業を実施し、世帯の安否確認や不安解消を図っていきます。今後も高齢者のみの単身世帯、夫婦世帯が増加することが想定されるため、サービスの継続を促進します。

なお、社会福祉協議会ではこの他に、町内でひとり暮らしをされている高齢者の方に安否確認と交流を目的として、暑中お見舞い、寒中お見舞いを送る「ふれあい郵便事業」も実施しています。

⑨老人通院費の助成

町内または隣町の医療機関に路線バスで通院する際の運賃について、その半額を助成します。町内の65歳以上の高齢者の方（身体障害者や生活保護受給者は除く）が、通院のためバスを利用した場合、その費用の2分の1を助成しています。今後も通院負担の軽減のため事業を継続します。

⑩アポイ山荘無料入浴券の配布

70歳以上の町民、障害者手帳等の交付を受けている方などに対して、アポイ山荘の無料入浴券を提供します。町内にある「アポイ山荘」において年間48回無料で入浴することができる入浴券を、70歳以上の高齢者に配布します。「アポイ山荘」には、老人クラブが週2回貸し切りバスを運行しています。

〔費用〕 1人あたりの無料限度回数
年間48回まで

⑪家族介護等支援手当の支給

重度の要介護者を在宅で介護している家族や介護が必要なひとり暮らしの高齢者に対し、必要となる紙おむつなどの介護用品の購入などに充てるための支援金を支給します。（※施設に入所したり、1か月以上継続して医療機関に入院した場合は支給されません。）

〔費用〕 1月あたりの利用者負担額

要介護3の方 5,000円

要介護4の方 8,000円

要介護5の方 10,000円

⑫敬老金の支給

100歳を迎えた方に対し、敬老金を贈呈する事業を継続します。

<その他介護者等への支援事業の主な実績>

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度 (見込)
様似町短期入所	利用延人数	0	0	0	41
緊急通報装置の設置	利用延人数	47	46	50	43
電話サービス	利用延人数	442	413	320	319
老人通院費の助成	利用延人数	298	280	267	279
無料入浴券の配布	利用延人数	15,930	15,944	15,701	14,594
家族介護手当の支給	利用延人数	373	270	247	240
敬老金の支給	利用延人数	3	2	0	3

5 地域共生社会の推進

全国的に、地域住民同士の社会的なつながりが薄れていく等、地域社会は変わりつつあります。また、児童虐待、高齢者虐待の増加、引きこもりの増加や子育て家庭の孤立等の社会問題が顕著化しています。

このような中、「子ども」「高齢者」等のライフステージや、「性別」「障害の有無」等にかかわらず、すべての住民が住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら、お互いを尊重し、それぞれが生きがいを持って、安心して暮らし続けていくことができる地域共生社会の実現が求められています。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指していきます。

今回の法改正の中で、障害者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、高齢者や障害児者がともに利用できる「共生型サービス」が創設されました。

当町では「共生型サービス」提供の目途はたっていませんが、近隣町や関係機関との情報交換を続けていきます。

6 低所得者への対策

(1) 低所得者の保険料軽減

介護保険制度は、被保険者が保険料を出し合う社会保険方式の制度で、利用者負担分以外を公費と保険料で半分ずつ負担する仕組みとなっています。また、所得等の負担能力に基づいて保険料や利用者負担が設定される応能負担の仕組みとなっています。

保険料については、保険者ごとに設定された基準額を基に、所得等に応じて保険料段階が 9 段階に分かれた設定となっており、低所得者への配慮がなされています。

また、国による低所得者軽減の強化が平成 27 年度から実施されており、所得段階が第 1 段階の低所得者に対して 5%の率で軽減が強化されています。(※第 7 期計画期間中も軽減強化は継続される予定で、消費税率が増税になった場合はさらに軽減強化される可能性があります。)

(2) 低所得者の利用料軽減～補足給付

介護保険制度では、所得等の負担能力に基づいて、施設の食費・居住費の負担に限度額が設定されており(※「負担限度額認定」。特定入所者介護サービス費として給付)、また、介護サービスの自己負担が高額になった場合に後から支給される「高額介護サービス費」の仕組みもあります。(医療費と合算して計算する「高額医療合算介護サービス費」もあります。)

(3) 様似ソビラ荘利用者への対策

平成 29 年 4 月に特別養護老人ホーム様似ソビラ荘が移転し、多床室からユニット型個室となったことに伴い、入所者の利用者負担が増加することとなりました。

国の施策である「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」(※略称：社福軽減)は、社会福祉法人等の経営する社会福祉事業体が社会的な役割の一環として、生計困難な低所得者の利用者負担の軽減に取り組むことに対して公費補助を行う制度です。様似福祉会が平成 29 年度からこの事業を実施することになったことから、公費でも補助を行っています。この制度適用により生活保護者もユニット型個室に入居できます。

<社福軽減の詳細>

国や町の要綱に当てはまる生活困窮者を社福軽減対象者として認定し、以下の適用。

- ・生活保護者(負担限度額第 1 段階)のかた…居住費のみ全額軽減
- ・負担限度額第 2 段階、第 3 段階のかた…食費・居住費・サービス自己負担分、の 4 分の 1 を軽減。(※ただし、施設入所者で第 2 段階のかたは高額介護サービス費により同等の負担軽減があることから、サービス自己負担分は対象としません)

法人が本来利用者負担として（軽減対象外のかたも含め）受け取る金額全体の 1%は法人負担、10%を超える軽減総額は公費負担。それ以外の軽減額の半分が公費補助。

・公費補助分の割合…国 1/2、道 1/4、町 1/4

また、「社福軽減」が適用されない様似ソビラ荘利用者の負担急増を抑制するため、町が「ソビラ荘利用者負担額軽減制度」を平成 29 年から実施し、社福軽減の対象にならなかった利用者に対して町独自に補助を行っています。（※平成 29 年度～33 年度の 5 年間。1 年ごとに軽減度は減。）

第5章 地域包括支援体制の充実

1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民や医療・福祉・介護をはじめとする関係機関との連携により、支援を必要とする高齢者を早期に把握し、その自立や尊厳を地域ぐるみで支援する地域包括ケアの体制づくりを担う機関として活動しています。

- ・高齢者やその家族、地域住民等からの相談に応じ、課題の解決に向けたサービスや制度に関する情報提供及び必要な支援につながるための調整等を行います。
- ・地域見守りネットワークによる継続的な見守り体制を推進し、潜在的課題を抱える高齢者や複合的な課題を抱える世帯を早期に適切なサービスにつなぎます。
- ・課題を抱える高齢者が切れ目なく必要な支援を得られるよう、関係団体等との継続的な協力関係を維持し、連絡調整を行います。
- ・後期高齢者や認知症高齢者の増加に対応していくため、地域包括ケア体制の充実を図るよう、地域包括支援センターが実施する事業について定期的な点検と評価を行い、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

2 在宅医療・介護連携の推進

今後、医療・介護ニーズが高い高齢者の増加が見込まれる中、入院による急性期治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供するためには、地域での医療・介護連携の強化が重要です。

医療機関や介護サービス事業所等とともに、地域における在宅医療と介護の提供体制や連携上の課題について検討を行うとともに、医療、介護事業者の相互理解や地域住民への普及啓発に向けた取り組みを推進します。

様似町では平成 29 年度から、本町および隣町の医療およびリハビリテーション関係者と町内介護事業者等による「様似町在宅医療・介護連携に関する検討」を開始しました。また、退院後の受け皿としての在宅医療・介護連携の充実や、終末期における在宅看取りについての理解を深めるための講演会開催やパンフレット作成を行いました。今後もこのような取り組みを関係者と連携し継続していきます。

3 地域ケア会議の充実

様似町では、様似町地域包括支援センターが主催して、町内を中心に介護関係の多職種（ケアマネジャー、介護事業所、保健師、社会福祉士、介護保険担当者、他）による「様似町地域ケア会議」を開催しています。内容としては、町内におけるサービスの充足状況や課題の把握と共有、多職種による事例検討を行い、地域課題の共有及び解決策等について検討を行っています。

今後は、協議した内容を、必要なネットワーク形成や必要な政策形成につなげていくことが重要であり、総合事業における多様なサービスの創出や、生活支援の助け合い体制構築についても重要な役割を果たしていくことが求められています。

4 認知症施策の推進

高齢化の進展とともに、認知症高齢者の増加が予想されます。認知症高齢者や家族が住み慣れた地域で尊厳をもち安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護の関係機関が連携して認知症の初期段階から対応できる体制づくりが重要です。

- ・「認知症初期集中支援チーム」により、認知症初期の方や、必要な医療やサービスにつながらない方を適切な支援につなげていきます。
- ・「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の方やその家族からの相談支援の体制や介護者の負担軽減に向けた取り組みを行います。
- ・介護者、介護経験者、介護に興味がある方などを対象にして、認知症介護の勉強や交流、ストレスの緩和を目的に平成 29 年度から開いている『おきらくカフェ～介護ストレス癒しのつどい』を発展させていきます。保健福祉センター内に設置した「常設カフェ」については、認知症や認知症介護、介護予防に関する情報の提供、心をリラックスさせる場の提供、介護に関する相談などの場として継続していきます。
- ・以前から取り組んでいる「認知症サポーター」の養成について、若い世代も含めて対象とし、認知症に対する正しい知識の普及啓発として取り組みを継続します。

5 生活支援体制の整備

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯など生活支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や「協議体」の運営により、地域のニーズに合った多様な生活支援サービスを民間企業やNPO、住民等の参加により提供し、高齢者の継続的な在宅生活を支援することが重要となります。コーディネーターは、地域における資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取り組みのマッチングなど役割が多岐にわたっており、専任での配置が望ましいとされています。

様子町では平成 29 年度に、「協議体」（※地域ニーズや既存の地域資源の把握や企画立案、方針策定等を行い、定期的な情報共有、連携強化の場として設置される組織）を正式に設置し、生活支援コーディネーターを委託し、生活支援ニーズ等の把握や情報の共有、連携協働による体制整備を推進しています。今後は、ボランティアを養成して介護予防活動を地域で自主的に行うことを支援する「介護予防ボランティアポイント事業」の仕組みを生活支援分野にも取り入れ、町内の助け合いを推進していきます。

高齢者が地域の中で生きがいや社会的な役割を持つことが、介護予防にもつながりますので、高齢者自身が生活支援の担い手として活動できるよう取り組みを進めます。

6 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業は以下のような構成例となっています。

		事業名	内容の分類
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス
			基準を緩和したサービス
			住民主体によるサービス
			専門職による短期集中サービス
		通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス
			基準を緩和したサービス
			住民主体によるサービス
	専門職による短期集中サービス		
		移動支援サービス	
		その他の生活支援サービス	見守りサービス、複合サービス、他
	介護予防ケアマネジメント	介護予防の相談支援	
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	介護予防に関するパンフレット配布や、健康教室・講演会の開催	
	地域介護予防活動支援事業	地域住民が主体となって行う介護予防活動の支援やボランティア育成	
	その他	介護予防把握事業、地域リハビリテーション活動支援事業、他	

様似町では、平成 29 年度から、要支援 1・2 の方で認定更新時期となる方や新規認定の方から順次、総合事業に移行しております。

『介護予防・生活支援サービス事業』は、要支援 1・2 の要介護認定を受けた方、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方を対象とし、ケアマネジメントによって必要とされた「訪問型サービス」や「通所型サービス」を提供しています。

現在のところ様似町内では、介護予防訪問介護および介護予防通所介護に相当する内容のサービスのみを行っておりますが、構成例にあるように、基準を緩和したサービスや住民主体のサービス、専門職による短期集中サービスなども実施することが可能ですので、生活支援体制整備の取り組みとも連動しながら、引き続き多様なサービスの実施について検討していきます。

また、「介護予防ケアマネジメント」では、サービス事業の対象者に対し、効果的な事業が提供されるよう、必要な支援を行っていきます。

『一般介護予防事業』は、65 歳以上の高齢者に対し、介護予防に関する教室や講座の開催、介護予防の普及啓発、地域における介護予防活動の支援などの内容で、様似町では下記のものが行われており、引き続き取り組みを推進していきます。

<一般介護予防事業>

事業名	実施主体	内 容
おたっしや教室 [※普及啓発]	保健福祉課	保健師が月に2回程度、身体機能・生活機能の維持と閉じこもりを防止するために、体操やレクリエーション、軽スポーツを行います。
料理教室 [※普及啓発]	保健福祉課	管理栄養士が、高齢者の食事に関する知識と技術の向上を図るため、学習会のほか実際に調理実習を行います。
いきいき(&かみかみ) 百歳体操・ふまねっと 活動 [※地域活動]	地域のボランティア	介護予防サポーターが運営する体操教室です。筋力アップや体の柔軟性の向上、口腔機能の向上、認知機能改善が期待できます。

7 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者が尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターなど関係機関の緊密な連携のもと、適切な対応が必要です。

- ・虐待の未然防止に向けた住民や関係機関への普及啓発、高齢者虐待防止ネットワーク構成団体等と連携し、虐待事案の早期発見及び解決に向けた対応を行います。
- ・成年後見制度の利用が必要な高齢者やその家族等に対し、制度に関する情報提供やその他必要な支援を行います。

8 高齢者の居住安定

介護が必要な状態になっても自宅で住み続けるためには、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保されることが重要です。ニーズに対応した住まいを高齢者自らが選択できるよう、関係機関と連携して情報提供に努めていきます。

現在、様似町内においては、特別養護老人ホーム「様似ソビラ荘」に併設されている老人福祉寮「様似エンルム荘」（一人部屋18室、二人部屋2室）が高齢者向けの住まいとして提供されており、自宅での日常生活を続けることが難しい方に食事管理を含めた共同生活の場を提供しています。また、公営住宅の一部が高齢者向け住宅としての位置づけとなっています。

(※参考) エンルム荘の1か月あたりの利用者負担額

居室費…月額 1人用 10,200円、2人用 17,600円

給食費…日額（3食）1,050円

光熱水費…月額 11,400円（1人用及び2人用共通）

第6章 介護保険サービスの充実と適正な運営

1 介護保険サービスの充実

団塊の世代が後期高齢者となる、いわゆる 2025 年問題など介護保険制度を取り巻く情勢が目まぐるしく変化する昨今、地域の要望を的確に把握し基盤整備を進めることが重要です。

引き続き、北海道や近隣町とも連携し、必要なサービスについて町内はもとより近隣の事業者にも情報提供して呼びかけを行い、整備を誘導していきます。

2 サービスの基盤整備

第7期計画期間中においては町内で施設整備の予定はありませんが、国が整備を奨励している「小規模多機能型居宅介護施設」については、今後の整備について検討中です。

隣町の浦河町では、サービス付き高齢者住宅が平成 28 年秋に開設され様似町からも約 9 名が居住していますが、平成 30 年秋に 29 床の増床予定で様似からの入居も 6 名位までは想定しているとの事です。

隣町のえりも町では、小規模多機能型居宅介護支援施設が平成 30 年秋に開設予定との事ですが、地域密着型に分類される施設ですので現在のところはえりも町民を対象にした施設となります。

在宅生活の限界点を高めるサービスである小規模多機能型居宅介護事業所等のサービスについては国も整備の奨励をしていますが、全国的には運営に苦勞している事業所もあり、既存のサービスや近隣町の動向もみながらの整備検討が必要です。

3 人材確保と資質向上

近年、全国的に介護の人材が不足している状況がみられます。

H29 年度は、町内で居宅介護支援業務を担う人材（ケアマネジャー）が不足したため、町内的に利用者の担当調整をして急場をしのいでいますが、関係職員への負担も大きく、町内の介護人材の確保は緊急の課題です。

様似町では、平成 26 年度より保健・医療・介護の人材確保のために「修学就業資金貸付条例」を施行しており数名の利用者がいます。今後も当制度を継続するとともに、介護職員募集について効果的な方法の検討や各方面との連携が必要です。

また、総合事業において多様なサービスを提供する場合には、無資格者等にもサービス提供を担ってもらうことも予想され、研修会開催など独自の人材養成方法も必要です。（現在は、生活支援体制整備事業の一環としての「ボランティア養成講座」を様似町主催で開催。）

今後、国や道では、介護保険制度の訪問介護における生活支援サービス提供に特化した人材養成研修を行う動きもあることから、情報に注視し研修の参加奨励をしていきます。

4 介護保険の適正運営

介護保険制度の趣旨や仕組み、サービス等に関し、広報誌やホームページの活用、出前講座の実施などにより、町民への周知を行います。

介護サービスに関する利用者からの相談や苦情については、身近な相談窓口として適切に対応するとともに、関係機関と連携し課題解決に努めます。

介護給付適正化事業では、これまで主要5事業のうち「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」について取り組んできました。必要な人に適正なサービスが届けられるよう、今後も取り組みを継続します。「介護給付費通知」については、その費用対効果を考慮し現在は実施をしておりません。また、保険料未納者への給付制限についてはこれまで町内で対象例がありませんでしたが、制度周知について徹底したいと考えます。

5 第7期の各サービス見込量の推計

認定者の推計及びこれまでのサービス利用実績、施設整備等の動向を考慮し、各年度の実績を基に、必要なサービス見込み量の推計を行いました。（※平成27年度、28年度は4月～3月の実績値。平成29年度は4月～2月実績を元にした推計値。数値の四捨五入により実際の人数と合わない場合もあります。H30年度以降は手作業による推計値。）

(1) 訪問介護／(介護予防訪問介護)

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活の支援を行います。ルピナス館の入居者等への回数増を見込んでいます。

■介護給付

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
回数(回/月)	328	415	465	755	820	820
人数(人/月)	20	20	32	33	36	36

●予防給付

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数(人/月)	25	26	14			

※介護予防訪問介護は、平成29年度末までに地域支援事業に移行

(2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

看護職員や介護職員が居宅を訪問して、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

■介護給付

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
回数(回/月)	9	10	9	16	16	16
人数(人/月)	1	1	1	2	2	2

●予防給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数 (回/月)	0	0	0	0	0	0
人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護/介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師・保健師等が居宅を訪問し、健康チェックや療養に関する助言等を行います。ルピナス館の入居者等への回数増を見込んでいます。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数 (回/月)	24	13	46	48	57	57
人数 (人/月)	3	4	11	10	12	12

●予防給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数 (回/月)	15	17	16	15	19	23
人数 (人/月)	4	5	5	4	5	6

(4) 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、機能訓練等を行います。リハビリ重視の国の施策もあり、増を見込んでいます。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数 (回/月)	0	1	2	12	12	18
人数 (人/月)	0	0	0	2	2	3

●予防給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数 (回/月)	2	0	2	0	0	0
人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

(5) 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。ルピナス館の入居者等への回数増を見込んでいます。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人/月)	4	4	21	17	20	19

●予防給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人/月)	1	1	1	2	2	2

(6) 通所介護／(介護予防通所介護)

デイサービスセンターに通い、入浴や食事の提供、健康チェック等を受けたり、レクリエーションに参加したりできます。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数 (回/月)	493	412	392	463	486	496
人数 (人/月)	65	54	53	57	60	61

●予防給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人/月)	34	32	17			

※介護予防通所介護は、平成 29 年度末までに地域支援事業に移行

(7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設等に通い、施設において機能訓練等を受けられます。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数 (回/月)	16	17	19	24	28	28
人数 (人/月)	3	2	2	3	4	4

●予防給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

(8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

家庭における介護が一時的に困難になった場合などに、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活の支援が受けられます。

※連続しての利用が 30 日を超える場合、1 日は介護保険外の町事業での利用が可能です。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日数 (日/月)	349	441	339	350	390	370
人数 (人/月)	20	23	19	19	21	20

●予防給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日数 (日/月)	6	1	1	0	0	0
人数 (人/月)	1	0	0	0	0	0

(9) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間宿泊し、医学的管理のもと、介護、機能訓

練、その他必要な日常生活の支援が受けられます。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日数 (日/月)	0	2	0	3	3	3
人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

●予防給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日数 (日/月)	0	0	0	0	0	0

(10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険における指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所し、食事・入浴・排泄等の介護のほか、機能訓練等のサービスを受けられます。今後の町外施設への入居を予測し微増としています。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人/月)	1	2	2	3	4	4

●予防給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

(11) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

特殊寝台や車椅子等の福祉用具を貸与するサービスです。介護度によっては、対象とされない用具があります。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人/月)	33	28	29	27	30	35

●予防給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人/月)	15	16	18	18	19	17

(12) 特定福祉用具購入／介護予防特定福祉用具購入

貸与になじまない腰掛け便座や入浴補助用具等の購入費の一部が支給されます。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

●予防給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人/月)	0	1	1	1	1	1

(13) 住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消等により自宅での生活を支援するほか、介護を行う人の負担を軽減するために行う小規模な住宅改修について、費用の一部が支給されます。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人／月)	0	1	0	1	1	1

●予防給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人／月)	1	1	2	1	1	1

(14) 居宅介護支援／介護予防居宅介護支援

介護支援専門員が、要支援・要介護者やその家族の方々と相談しながら介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービスの提供を確保するために事業者との連絡調整を行います。要支援者のケアプランは、地域包括支援センターが担当します。

要支援の該当だった方で総合事業のサービスのみを利用する場合のケアプラン作成は地域支援事業に移行されるため、予防の人数は減としています。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人／月)	91	85	90	92	97	97

●予防給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人／月)	57	58	43	37	39	40

(15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護＜地域密着型＞

介護職員と看護師が一体的または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話等に対して随時対応します。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人／月)	0	1	1	3	3	4

(16) 夜間対応型訪問介護＜地域密着型＞

夜間に定期的にヘルパーが巡回して訪問介護を行うほか、24 時間体制のもと緊急時に利用者の通報を受けヘルパーが対応します。近隣には事業所がなく、利用実績はありません。

(17) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護＜地域密着型＞

認知症の方を対象とした通所介護サービスです。近隣には事業所がなく、利用実績はありません。

(18) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護＜地域密着型＞

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、必要に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、「通い」でなじみのある職員から受けられるサービスです。

近隣には事業所がなく、利用実績はありませんが、えりも町には開設予定です。様子町での平成33年以降の整備については検討中です。

(19) 看護小規模多機能型居宅介護＜地域密着型＞

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を受けられます。

近隣には事業所がなく、利用実績はありません。

(20) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護＜地域密着型＞

認知症の方が共同生活を送りながら、家庭的な雰囲気の中で介護職員による食事・入浴・排泄等の介護を受けられます。日高東部3町で広域指定している施設が浦河町にあり、様子町は5名分の枠を確保しています。

■介護給付

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数(人/月)	5	5	5	5	5	5

(21) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホーム、軽費老人ホームでのサービスです。

近隣には事業所がなく、利用実績はありません。

(22) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームでのサービスです。

近隣には事業所がなく、利用実績はありません。

(23) 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設でのサービスです。

近隣には事業所がありませんが、遠隔地での利用があります。

■介護給付

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数(人/月)		2	1	1	1	2

(24) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症により常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する施設で、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活および療養上の支援を行います。

平成27年度より新規入所の対象が原則、要介護3以上に変更になりました。

町外の特養に住所地特例扱いで入所している方も含まれています。

町内には「様似ソビラ荘」があり、平成 29 年の移転改築で定員が増えています。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人/月)	50	52	59	62	62	62

(25) 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が入所できる施設で、医学的な管理のもとで介護や看護、機能訓練や療養上の支援を行います。

■介護給付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数 (人/月)	13	12	8	8	8	8

(26) 介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理や、看取り・ターミナル等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新しい介護施設です。

近隣には施設の整備予定がなく、利用見込みはまだありません。

(27) 介護療養型医療施設

病状が安定した後、長期において専門的な治療が必要な方のための療養施設です。今後、介護医療院に転換していく予定の施設で、平成 35 年度末まで廃止期間が延長されました。平成 28 年度には利用実績があります。

6 第7期の給付費の推計

(1) 予防給付

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
◎介護予防サービス						
訪問介護	5,584	5,746	2,886			
訪問入浴	0	0	0	0	0	0
訪問看護	1,432	1,554	1,683	1,302	1,303	1,303
訪問リハビリ	62	0	120	0	0	0
居宅療養管理	72	67	53	109	109	109
通所介護	9,632	9,433	4,974			
通所リハビリ	0	0	68	0	0	0
短期入所	418	80	144	0	0	0
短期入所(療養)	0	0	0	0	0	0
特定施設入所	657	838	765	724	1,086	1,086
福祉用具貸与	602	822	719	689	730	730
福祉用具購入	143	216	275	300	300	300
住宅改修	1,259	730	1,380	1,056	1,056	1,056
◎地域密着型介護予防サービス						
認知対応通所	0	0	0	0	0	0
小規模多機能	0	0	0	0	0	0
認知対応共同	0	0	0	0	0	0
◎介護予防支援						
介護予防支援	2,987	3,061	2,202	1,965	2,073	2,126
予防給付費 合計	23,120	22,546	15,269	6,145	6,657	6,710

(2) 介護給付

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
◎居宅サービス						
訪問介護	11,583	13,448	34,909	31,346	35,737	34,171
訪問入浴	1,352	1,562	1,504	1,923	1,924	1,924
訪問看護	1,807	1,326	2,849	5,487	5,489	5,489
訪問リハビリ	0	16	138	145	145	290
居宅療養管理	418	370	1,207	1,181	1,413	1,331
通所介護	47,234	38,892	37,608	44,719	46,848	48,226
通所リハビリ	1,805	1,917	2,045	2,315	2,654	2,654
短期入所	30,045	35,430	28,624	30,505	34,225	32,372
短期入所(療養)	25	226	0	362	362	362
特定施設入所	1,197	2,907	4,388	5,849	7,721	7,963
福祉用具貸与	4,859	4,185	3,870	4,662	5,448	6,111
福祉用具購入	71	22	74	372	372	372
住宅改修	477	731	156	1,044	1,044	1,044
◎地域密着型サービス						
定期巡回随時	666	1,643	2,316	3,413	3,414	4,754
夜間対応	0	0	0	0	0	0
認知対応通所	0	0	0	0	0	0
小規模多機能	0	0	0	0	0	0
認知対応共同	15,312	15,242	15,526	15,376	15,383	15,443
地域特定施設	0	0	0	0	0	0
地域介護施設	0	0	0	0	0	0
看護小規模多	0	0	0	0	0	0
地域通所介護		1,587	1,037	1,085	1,086	2,172
◎施設サービス						
介護福祉施設	138,393	142,417	176,327	188,790	188,874	188,874
介護保健施設	40,454	37,116	27,007	25,867	25,879	25,879
介護医療院				0	0	0
介護療養型	0	858	0	0	0	0
◎居宅介護支援						
居宅介護支援	14,375	13,598	14,018	14,670	15,540	15,544
介護給付費 合計	310,074	313,496	353,603	379,111	393,558	394,975

7 地域支援事業の見込

平成 29 年度中に介護予防給付から総合事業に移行した、要支援者及び事業対象者への「訪問型サービス」「通所型サービス」に係る費用は、地域支援事業の『介護予防・日常生活支援総合事業』の中に入っています。

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計	
介護予防・日常生活支援総合事業費	12,000	12,200	12,400	36,600	訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業、他
包括的支援事業費・任意事業費	8,000	8,000	8,000	24,000	地域包括支援センターの運営、成年後見制度利用支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症支援総合事業、他
地域支援事業費合計	20,000	20,200	20,400	60,600	

8 介護保険料額の算定

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
総給付費 (予防給付費+介護給付費)	385,256,000	400,215,000	401,685,000	1,187,156,000
高所得者の利用者負担見直し影響額	-127,281	-203,129	-210,517	-540,927
特定入所者介護サービス費等給付額	37,000,000	37,500,000	38,000,000	112,500,000
高額介護サービス費等給付額	10,000,000	11,000,000	12,000,000	33,000,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,000,000	1,050,000	11,000,000	3,150,000
審査支払手数料	333,900	337,050	340,200	1,011,150
地域支援事業費	20,000,000	20,200,000	20,400,000	60,600,000
計	平成 30 年度～平成 32 年度			1,396,876,223
第 1 号被保険者負担分相当額 (計×0.23)	平成 30 年度～平成 32 年度			321,281,531

保険料収納必要額（平成 30 年度～平成 32 年度）

＝第 1 号被保険者負担分相当額＋調整交付金相当額－同交付金見込額－町準備基金取崩額
 ＝321,281,531＋68,643,811－97,972,000－24,500,000
 ＝267,453,342 円

※調整交付金関係は「見える化」システムにて自動算出

※準備基金は 55,000,000 円のうち 24,500,000 円の取崩しとした。

第 7 期の第 1 号被保険者の介護保険料の基準額（月額）

＝保険料収納必要額÷収納率÷所得段階別加入割合補正後の被保険者数÷12 か月
 ＝267,453,342 円÷0.99÷4,894 人÷12

＝4,600.1037…≒**4,600 円(月額)** 55,200 円(年額)

※所得段階別加入割合補正後の被保険者数は「見える化」システムにて自動算出しています。

※第 6 期の月額保険料 3,900 円から、700 円の増となります。

◎基金取り崩しにより、月額で、5,021 円→4,600 円 に保険料額の上昇が抑制されています。

保険料段階別の保険料額（平成 30 年度～32 年度）

段階	保険料率	年間保険料額	対 象 者
第 1 段階	×0.50 ×0.45	27,600 24,800	生活保護受給者等 町民税世帯非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下
第 2 段階	×0.75	41,400	町民税世帯非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下
第 3 段階	×0.75	41,400	町民税世帯非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円超
第 4 段階	×0.90	49,600	町民税本人非課税・世帯課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下
第 5 段階	基準額	55,200	町民税本人非課税・世帯課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超
第 6 段階	×1.20	66,200	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満
第 7 段階	×1.30	71,700	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満
第 8 段階	×1.50	82,800	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満
第 9 段階	×1.70	93,800	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上

※年間保険料額は 100 円未満の額は切り捨てとなります。

※第 1 段階の方は、国による軽減強化により保険料率が「0.5」→「0.45」となります。

資料編

1 介護(予防)サービス量と給付費の推移 (単位：千円・回・人 回数と人数は月単位)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
訪問介護 (回数には予防含まず) ※総合事業移行分含まず	給付費	17,437	19,194	37,795	31,346	35,737	34,171	33,658
	回数	328	415	465	755	820	820	925
	人数	45	46	46	33	36	36	36
訪問入浴	給付費	1,352	1,562	1,504	1,923	1,924	1,924	1,924
	回数	9	10	9	16	16	16	12
	人数	1	1	1	2	2	2	2
訪問看護	給付費	3,239	2,880	4,532	6,789	6,792	6,792	8,312
	回数	38	13	62	63	76	80	114
	人数	7	4	16	14	17	18	25
訪問リハビリ	給付費	62	16	258	145	145	290	579
	回数	2	1	4	12	12	18	16
	人数	0	0	0	2	2	3	4
居宅療養管理	給付費	490	437	1,260	1,290	1,522	1,440	1,373
	人数	5	5	22	19	22	21	20
通所介護 (回数には予防含まず) ※総合事業移行分含まず	給付費	56,867	48,719	42,581	44,719	46,848	48,226	44,999
	回数	493	412	392	463	486	496	471
	人数	99	86	70	57	60	61	58
通所リハビリ	給付費	1,805	1,917	2,113	2,315	2,654	2,654	4,392
	回数	16	17	19	24	28	28	44
	人数	3	2	2	3	4	4	6
短期入所	給付費	30,462	35,509	28,768	30,505	34,225	32,372	32,372
	日数	355	442	340	418	443	443	370
	人数	21	23	19	20	21	21	20
短期入所(老健)	給付費	25	226	0	362	362	362	362
	日数	0	2	0	3	3	3	3
	人数	0	0	0	1	1	1	1
特定施設入居者	給付費	1,853	3,744	5,153	6,573	8,807	9,049	9,833
	人数	2	3	3	4	5	5	5
福祉用具貸与	給付費	5,461	5,007	4,589	5,351	6,178	6,841	6,823
	人数	48	44	47	45	49	52	47
福祉用具購入	給付費	215	238	349	672	672	672	372
	人数	0	1	1	2	2	2	1
住宅改修	給付費	1,736	1,461	1,535	2,100	2,100	2,100	1,044
	人数	1	2	2	2	2	2	1
定期巡回随時対応	給付費	666	1,643	2,316	3,413	3,414	4,754	10,714
	人数	0	1	1	3	3	4	6
小規模多機能型 +看護小規模多機能	給付費	0	0	0	0	0	0	11,053
	人数	0	0	0	0	0	0	5
認知症対応型共同	給付費	15,312	15,242	15,526	15,376	15,383	15,443	24,371
	人数	5	5	5	5	5	5	8
地域密着型通所介護	給付費		1,587	1,037	1,085	1,086	2,172	3,981
	人数		2	1	1	1	2	4
介護老人福祉施設	給付費	138,393	142,417	176,327	188,790	188,874	188,874	191,951
	人数	50	52	59	62	62	62	63
介護老人保健施設	給付費	40,454	37,124	27,007	25,867	25,879	25,879	29,076
	人数	13	12	8	8	8	8	9
介護療養型医療施設 +介護医療院(H30~)	給付費	0	849	0	0	0	0	4,440
	人数	0	0	0	0	0	0	1
居宅介護(予防)支援	給付費	17,362	16,659	16,220	15,635	17,613	17,670	17,730
給付費合計(千円)		333,193	336,434	368,871	385,256	400,215	17,670	443,265

※ H27・H28の給付費は実績値。H27・H28の回数と人数は「見える化」システムより。H29は実績見込値。各項目の四捨五入により、ゼロ値や、合計の誤差あり。H30~H32、H37は見込量入力により「見える化」システムで算出された値。

2 第1号被保険者の保険料推計

(1) 保険料基準額の指標

	第7期	平成37年度
保険料基準額(月額) ※基金取崩後の額	4,600円	5,629円
準備基金取崩額の影響額(本来額から減となった額)	421円	1,110円
準備基金の残高(前年度未見込)	55,000,000円	30,500,000円
準備基金取崩額	24,500,000円	20,000,000円
準備基金取崩割合	44.5%	65.6%
財政安定化基金拠出金見込額	0円	0円
保険料基準額の伸び率(対6期保険料)	17.9%	44.3%

(2) 介護保険料基準額(月額)の内訳

	金額		構成比	
	第7期	平成37年度	第7期	平成37年度
総給付費	4,190円	5,725円	83.4%	85.0%
在宅サービス	1,667円	2,348円	33.2%	34.8%
居住系サービス	249円	465円	5.0%	6.9%
施設サービス	2,273円	2,912円	45.3%	43.2%
その他給付費(高額介護、高額合算、審査支払、特定入所者サービス費)	592円	756円	11.8%	11.2%
地域支援事業費	240円	258円	4.8%	3.8%
保険料収納必要額	5,021円	6,739円	100%	100%
準備基金取崩額	421円	1,110円	8.4%	16.5%
基準保険料額	4,600円	5,629円	91.6%	83.5%

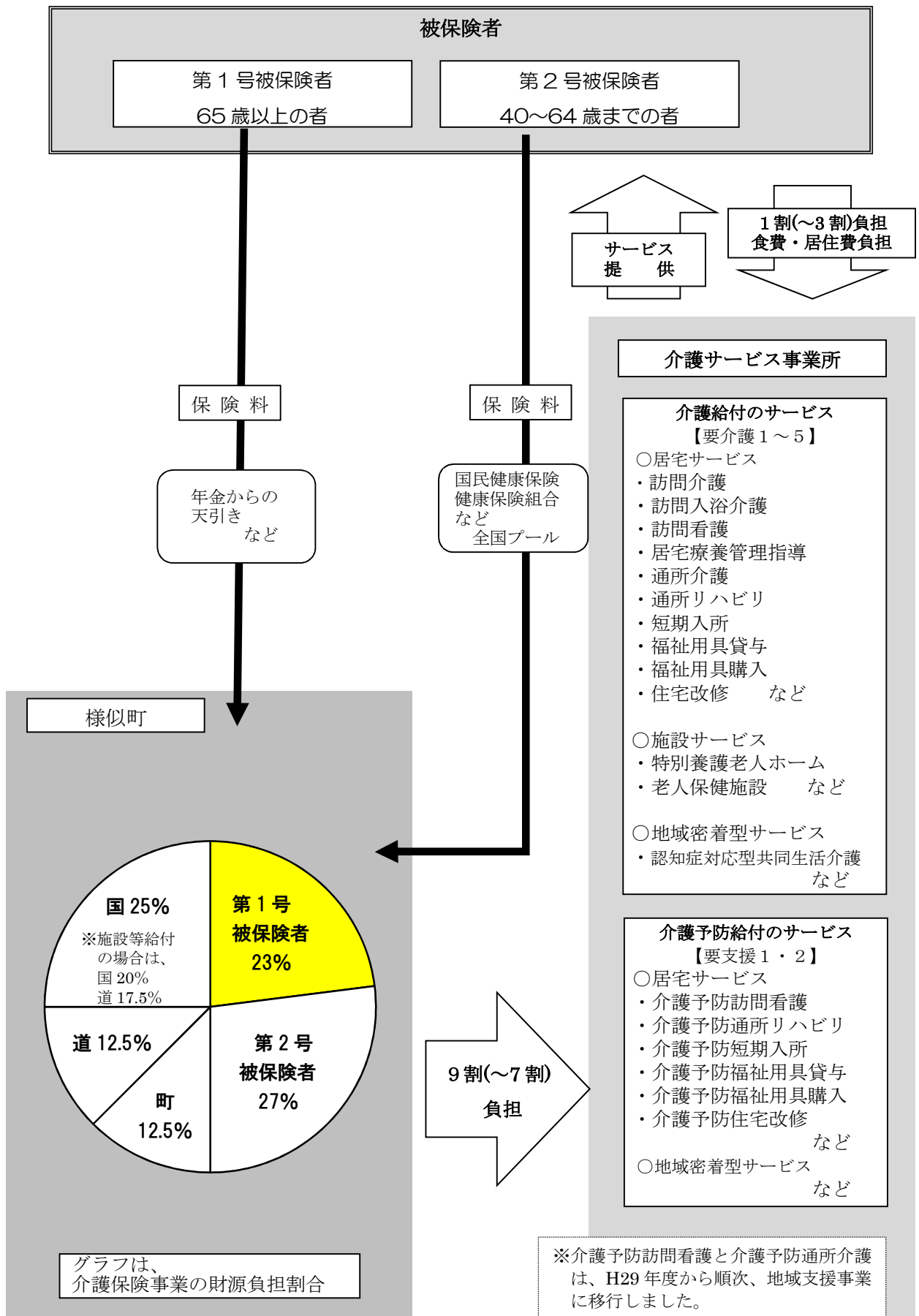
(3) 所得段階別加入者数・基準額に対する割合

	所得段階	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成37年度	
		加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合
所得段階別被保険者数と加入割合	第1段階	412人	23.9%	413人	23.9%	415人	23.9%	384人	23.9%
	第2段階	179人	10.4%	179人	10.4%	181人	10.4%	167人	10.4%
	第3段階	134人	7.8%	135人	7.8%	136人	7.8%	125人	7.8%
	第4段階	193人	11.2%	193人	11.2%	195人	11.2%	180人	11.2%
	第5段階	200人	11.6%	200人	11.6%	202人	11.6%	186人	11.6%
	第6段階	267人	15.5%	268人	15.5%	269人	15.5%	249人	15.5%
	第7段階	169人	9.8%	169人	9.8%	170人	9.8%	158人	9.8%
	第8段階	79人	4.6%	79人	4.6%	80人	4.6%	74人	4.6%
	第9段階	90人	5.2%	90人	5.2%	90人	5.2%	84人	5.2%
	合計	1,723人	100.0%	1,726人	100.0%	1,738人	100.0%	1,607人	100.0%
所得段階別加入割合 補正後被保険者数(C)		1,626人		1,629人		1,640人		1,517人	
		計 4,894人							

(4) 保険料収納必要額関係

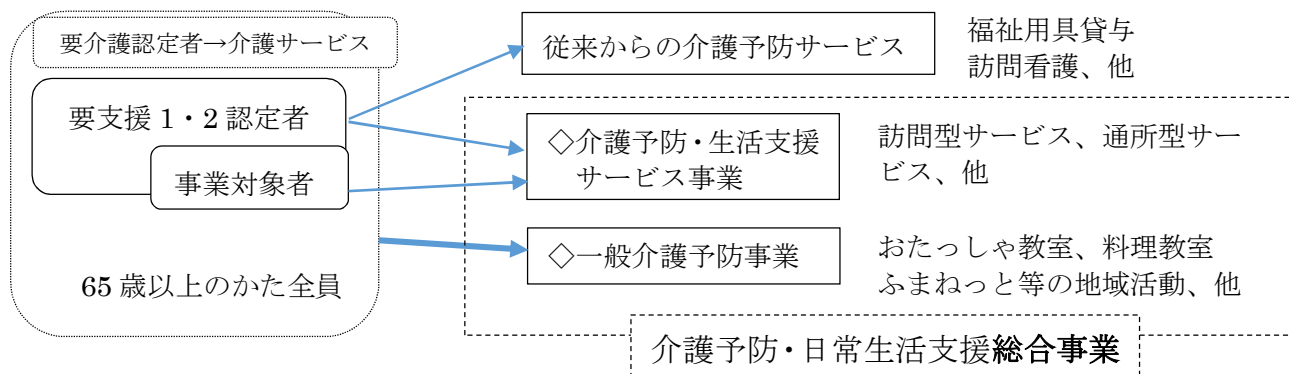
	合計	第7期			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
標準給付費見込額	1,336,276,223	433,462,619	449,898,921	452,914,683	497,534,478
総給付費（調整後）	1,186,615,073	385,128,719	400,011,871	401,474,483	443,037,978
総給付費	1,187,156,000	385,256,000	400,215,000	401,685,000	443,265,000
負担見直し影響額	540,927	127,281	203,129	210,517	227,022
特定入所者介護サービス費	112,500,000	37,000,000	37,500,000	38,000,000	40,000,000
高額介護サービス費	33,000,000	10,000,000	11,000,000	12,000,000	13,000,000
高額医療合算介護サービス費	3,150,000	1,000,000	1,050,000	1,100,000	1,150,000
審査支払手数料	1,011,150	333,900	337,050	340,200	346,500
地域支援事業費	60,600,000	20,000,000	20,200,000	20,400,000	18,600,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	36,600,000	12,000,000	12,200,000	12,400,000	8,600,000
包括的支援事業・任意事業	24,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	10,000,000
第1号被保険者負担分相当額	321,281,531	104,296,402	108,122,752	108,862,377	129,033,620
調整交付金相当額	68,643,811	22,273,131	23,104,946	23,265,734	25,306,724
調整交付金見込額	97,972,000	34,033,000	32,809,000	31,130,000	32,899,000
調整交付金見込交付割合		7.64%	7.10%	6.69%	6.50%
後期高齢者加入割合補正		0.9385	0.9631	0.9823	0.9967
所得段階別加入割合補正		0.9433	0.9433	0.9433	0.9433
財政安定化基金	0				0
市町村特別給付費	0	0	0	0	0
保険料収納必要額	267,453,342				101,441,343
予定保険料収納率	99.00%				99.00%

3 介護保険制度について



<介護予防・日常生活支援総合事業>

「介護予防・日常生活支援**総合事業**」は、市町村が介護予防を総合的に行う取り組みで、要支援1・2のかたとチェックリストにより事業対象者と認定されたかたが利用できる『介護予防・生活支援サービス事業』と、65歳以上なら誰でも利用できる『一般介護予防事業』の2つがあります。



従来の介護予防訪問介護(ホームヘルプ)、介護予防通所介護(デイサービス)は、市町村が行う<訪問型サービス>、<通所型サービス>に平成29年度中に移行しています(現時点では、従来と同じサービス内容のみ)。今後は、市町村ごとに工夫をした多様なサービスの創出が求められており、ボランティアが活躍する場も増えてきます。

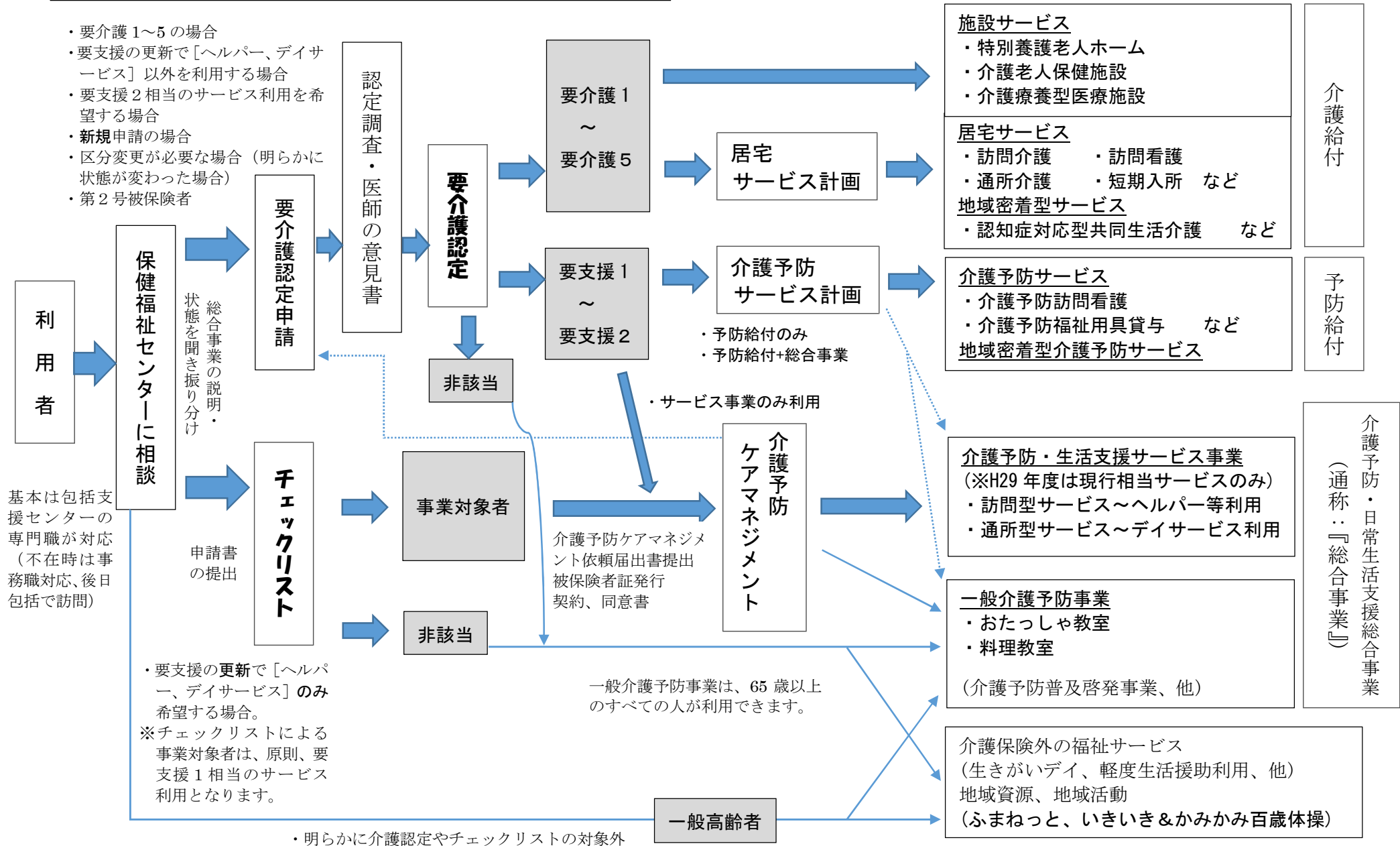
※「様似町広報」平成30年3月号に記事掲載

総合事業の導入後の、介護保険 サービス利用手続き

<H29 年度における利用の流れ>

様子町

52



施設サービス

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

居宅サービス

- 訪問介護
- 訪問看護
- 通所介護
- 短期入所 など

地域密着型サービス

- 認知症対応型共同生活介護 など

介護予防サービス

- 介護予防訪問看護
- 介護予防福祉用具貸与 など

地域密着型介護予防サービス

介護予防・生活支援サービス事業
（※H29 年度は現行相当サービスのみ）

- 訪問型サービス～ヘルパー等利用
- 通所型サービス～デイサービス利用

一般介護予防事業

- おたっしや教室
- 料理教室

（介護予防普及啓発事業、他）

介護保険外の福祉サービス
（生きがいデイ、軽度生活援助利用、他）

地域資源、地域活動
（ふまねっと、いきいき&かみかみ百歳体操）

4 計画策定委員会

様似町高齢者保健福祉推進協議会設置要綱

平成20年2月13日 訓令第3号

(目的及び設置)

第1条 様似町における高齢者の保健・福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、様似町高齢者保健福祉推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 様似町の老人福祉計画、老人保健計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 地域保健福祉体制の整備に関すること。
- (3) 介護サービス基盤の整備に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関すること。
- (5) 地域密着型サービスの指定及び運営等に関すること。
- (6) その他高齢者保健福祉施策に関して必要なこと。

(組織等)

第3条 推進協議会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 介護保険被保険者
- (4) 学識経験者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、保健福祉課介護保険係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

(様似町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 様似町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱（平成11年様似町訓令第1号）
- (2) 様似町地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年様似町訓令第24号）
- (3) 様似町地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成18年様似町訓令第25号）

様似町高齢者保健福祉推進協議会委員

任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

区	分	氏 名	備 考
1 号委員	保健・医療関係者	氏 江 経 雄	薬剤師 ※会長
		三 上 徹 成	医師
		島 田 武	歯科医師
		中 村 和 志	柔道整復師
		伊 藤 結 子	保健衛生推進協議会会長
2 号委員	福祉関係者	木 原 秀 明	様似ソビラ荘施設長 ※副会長
		辻 玲 子	民生委員協議会会長
		木 下 健 一	社会福祉協議会事務局長
3 号委員	被保険者	清 水 信 子	老人クラブ連合会副会長
4 号委員	学識経験者	浅 野 豊	様似郵便局長

様似町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画
(平成30・31・32年度)

発行年月日 平成30年(2018年)3月
編集・発行 様似町保健福祉課
郵便番号 058-0014
北海道様似郡様似町大通2丁目98番地の2
電話番号 0146-36-5511